

平成28年第4回せたな町議会定例会 第1号

平成28年12月8日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 12 認定第 7号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 13 認定第 8号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 14 認定第 9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 15 認定第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 16 認定第11号 平成27年度せたな町病院事業会計決算について
- 17 議案第11号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第12号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 発議第 1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第 1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 21 議案第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 22 議案第 3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 23 議案第 4号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 24 議案第 5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第 6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 26 議案第 7号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 27 議案第 8号 平成28年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 28 議案第 9号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 29 議案第10号 せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 30 議案第13号 せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 3 1 議案第 1 4 号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
 - 3 2 議案第 1 5 号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 3 3 議案第 1 6 号 町道の路線認定について
 - 3 4 議案第 1 7 号 町道の路線認定について
 - 3 5 意見書案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
 - 3 6 意見書案第 2 号 大雨災害に関する意見書
 - 3 7 意見書案第 3 号 JR 北海道への経営支援を求める意見書
 - 3 8 発議第 2 号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
 - 3 9 発議第 3 号 議員派遣について
- (第 1 号の追加 1)
- 1 諸般の報告
 - 2 議案第 1 8 号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1 番 細 川 伸 男 君	2 番 神 田 和 浩 君
3 番 江 上 恭 司 君	4 番 本 多 浩 君
5 番 石 原 広 務 君	6 番 梶 田 道 廣 君
7 番 大 湯 圓 郷 君	8 番 真 柄 克 紀 君
9 番 平 澤 等 君	1 0 番 大 野 一 男 君
1 1 番 熊 野 主 税 君	1 2 番 菅 原 義 幸 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会委員長	田 井 重 久 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	高 野 利 廣 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	西 村 晋 悟 君

財 政 課 長	佐々木	正 則	君
税 務 課 長	樋口	靖	君
町民児童課長	吉崎	照人	君
保健福祉課長	福士	裕繼	君
農 務 課 長	佐藤	英美	君
水産林務課長	松村	悟	君
建設水道課長	丹羽	優	君
出 納 室 長	関	功悦	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
総務課長補佐	高橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀	君
財 政 課 長 補 佐	神田	昌	君
税 務 課 長 補 佐	佐々木	正 人	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川	讓	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有哉	君
財 政 課 主 幹	黒澤	美知子	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農 務 課 主 幹	河原	泰平	君
農業センター副所長	沼口	英樹	君
建設水道課主幹	久津間	智	君
建設水道課主幹	上田	一男	君
財 政 係 長	尾野	裕也	君
国保医療係長	中山	康春	君
社会福祉係長	竹内	亜希子	君
障がい福祉係長	松原	孝樹	君
保健推進係長	古守	亜珠	君
保健推進係長	垣本	利子	君
包括支援係長	今川	勇吾	君
地域支援係長	阪下	克哉	君
農 政 係 長	長内	解人	君
管 理 係 長	井村	裕行	君

水道係長 大野 秀幸 君
《大成総合支所》

支所長 佐野 英也 君
《瀬棚総合支所》

支所長 中村 良則 君
次長 濱口 喜秋 君
主幹 増田 和彦 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長 成田 円裕 君
教育委員会事務局長 高田 威 君
教育委員会事務局長次長 上野 朋広 君
教育委員会事務局長次長 杉村 彰 君
北檜山幼稚園長 鎌田 郁美 君
瀬棚教育事務所長 三浦 孝史 君
大成教育事務所長 杉村 輝明 君
総務係長 近藤 智博 君
社会教育係長 奥村 大樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 小板橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進 君
書記次長 高橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 横川 洋二 君
事務局次長 丹羽 小百合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 横川 洋二 君
事務局次長 丹羽 小百合 君
事務局総務係 原田 翔太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

江上議員より着帽のうえでの出席の申し出がありましたので、会議規則第102条の規定によりこれを許可します。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成28年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、6番、柘田道廣議員、7番、大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは5点の行政報告を申し上げます。

最初は瀬棚臨海風力発電所4号機からの油漏れ事故について報告をいたします。株式会社ジェ

イウインド所有の瀬棚臨海風力発電所4号機からの油漏れ事故につきましては、10月5日開催の第7回議会全員協議会においてご報告させていただきましたが、その後の経過並びに対応についてご報告いたします。10月4日早朝に発生した油漏れは、4号機の制御油面低下のエラー発生による自動停止により発覚し、直ちに風車調査並びに飛散範囲調査を実施しております。エラー発生時には北西から風速16メートルの風が吹き、南東方向に700メートルの範囲まで飛散していることが確認され、隣接地権者などへ事故の説明と謝罪をしております。油漏れの状況としては、油圧装置から約70リットルが漏れ、そのうち施設外へ約40リットルが流出しましたが、海への流出は無かった旨報告を受けております。事故原因は、油圧ホース交換作業の際に誤った取付方法により接続したことが要因で、交換作業を実施していない1号機、2号機及び5号機は10月28日に運転を再開し、残りの3号機、4号機及び6号機につきましては、再発防止対策を実施し11月28日から運転を再開したところであります。株式会社ジェイウインドに対しては、再発防止に向けた万全の対策の徹底と、今後このような事故が発生しないよう、強く要請したところであります。

台風第10号による被害状況最終について報告申し上げます。

本町において甚大な被害を受けました台風第10号について、被害状況、被害金額がまとまりましたのでご報告いたします。詳細はお手元の資料になりますが、人的被害は軽傷者1名、住家被害では、半壊、一部破損合わせて64棟で2,957万2千円の被害、非住家被害では全壊、半壊合わせて115棟で6,853万円の被害、農業被害では、農地、農作物、営農施設等含めまして、4億7,877万8千円の被害となっております。土木被害では、78か所で5,034万7千円の被害、水産被害では、10か所で825万8千円の被害、林業被害では、17か所で8,080万9千円の被害、衛生被害では、11箇所222万1千円の被害、公立文教施設被害では、18か所で436万5千円の被害、社会教育施設被害では、13か所で169万3千円の被害、社会福祉施設等被害では、6か所で106万6千円の被害、その他として、約3,500戸が停電による被害を受けました。被害総額は、7億2,932万4千円となったものであります。

平成28年度中間期における、農業並びに漁業情勢についてご報告申し上げます。

初めに農業ですが、全道的に春先から好天に恵まれ、農作業も順調に進みましたが、檜山地方においては、6月からの天候不順による降雨や日照不足により農作物の生育や農作業が遅れました。7月に入り天候も回復し生育なども回復をしましたが、8月の台風通過により農作物や農業施設など甚大な影響を及ぼしたところであります。

基幹作物の水稻については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在の北海道の10アール当たりの予想収穫量は551kgで、作況指数は102のやや良となっております。本町を含めた檜山管内では、10アール当たりの収量が、昨年同時期に比べ7kg少ない497kg、作況指数は昨年と比べ3ポイント減の98のやや不良の作柄になりました。昨年と比較して、タンパク値の高い米が多くみられますが、米価については、昨年より1俵あたり約1,000円程度高い価格で精算ができそうであると聞いております。畑作物や豆、野菜類などの生育についても天候不順や台風通過の影響がありましたが平年並みと持ち直し、販売単価も台風の影響等により

好調であると聞いております。飼料作物である牧草につきましては、6月の天候不順により1番草の収穫が進まない状況がありましたが、2番草以降は天候の回復により生育や収穫作業は平年並みとなりました。サイレージ用トウモロコシにつきましては、台風通過による倒伏もありましたが、平年並みに生育し、登熟も順調に進み、収穫作業も平年並みに進みました。こうした中、現時点の生乳生産については、昨年を若干下回っておりますが、肉牛の販売においては昨年以上の価格で販売されており、堅調に推移しております。

次に、漁業情勢ですが、本年4月から11月における地元漁業生産は、水揚げ量1,842トン、金額11億1,674万円余りとなり、前年同期と比べ漁獲量で前年比339トン、金額では2億2,540万円ほど増加をしております。主な要因としては、主要魚種であるスルメイカについて、全道的な不漁の中、久遠沖で漁場が形成され、漁獲、水揚げ単価共に良好となったことや、ミズタコなどの漁獲増もあり、昨年度を上回っている状況となっております。秋サケ漁については、全道的に不漁となり、町内の水揚げも昨年の半分という厳しい状況となりました。今後は、ひやま漁協が中心となり健苗育成対策を実施していくことから、将来的には漁獲の増加が期待されるところでございます。前浜の重要資源であるウニやナマコ、アワビなどについては、ナマコ魚価の下落や漁獲量の減少により、大幅な水揚げ金額の減少となっております。これらの資源は、漁業収入の基礎となる重要な財産であることから、より安定したものになるよう、平成29年度へ向け、各種事業や種苗センターを活用した支援を検討しているところであります。冬場の日本海は時化も多くなるなど、厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の伸びに期待をしているところです。なお、関係資料を配付させていただきましたのでご参照願います。

続いて4番の工事発注状況、それから5番の町長、副町長の動向につきましては別紙のとおりでございますので省略をさせていただきます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は明瞭簡潔にするようお願いをいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） ただ今議長より質問の許可をいただきましたので、町長に1問質問させていただきます。答弁をよろしく願いいたします。

大成町民センター高齢者の集会施設サロン活用について、まちは平成25年度住民参加型高齢者生活支援等推進事業として北檜山、若松、丹羽、大成、瀬棚の5地区で延べ25回、高齢者を支える地域づくりの意見交換会を行い、これらの意見をこれからの福祉計画の指針として反映をさせていきたいとしております。また平成26年度せたな町生活支援ささえ合い協議会を設置し、平成29年4月から現行の介護予防給付が新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するこ

とを受け、住民主体の生活支援サービス（通所サービスB、訪問サービスB）の実施に向けて、その枠組みや仕組みづくり、具体的な実施方法等について協議を重ねています。せたな町生活サポートセンター活動の概要によると、検討・実施する地域支援事業は通所型サービスB、訪問型サービスBとしております。その中で通所型サービスBにおける事業の実施場所は公民館等の公共施設、個人宅、空き家や空き店舗、その他賃貸物件等とし通所型サービスBの提供する団体等は、社会福祉協議会、住民ボランティア団体、自治会、老人クラブとしています。大成町民センターは、本年4月から社会福祉協議会が1階で事務を執り行っております。通所型サービスBの実施において実施場所の確保は必須と考えます。大成町民センターを大成区の通所型サービスBの実施場所のひとつとして位置付け、活用できるよう環境整備をし、併せて元気な高齢者がいつでも気軽に集える集会場所として活用する仕組みも考えてみてはいかがでしょうか。町長の所見をお伺い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員のご質問にお答えします。

平成27年度の介護保険制度改正により、それまで全国画一的基準に基づき提供されてきた介護サービスに、自治体の裁量により、ある程度柔軟な運用が可能とされる新しい介護予防、日常生活支援総合事業が規定されました。まちとしましては当該制度改正により、一層、介護予防の普及や地域福祉の増進を推し進めてゆく方向性が示されたという認識のもと、せたな町生活支援ささえ合い協議会において、高齢者の自立に向けた生活支援の在り方、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりについて検討を重ねてまいりました。せたな町生活支援ささえ合い協議会の皆様には、今日までのご尽力に敬意を表し心より感謝を申し上げる次第です。この度お示しをした通所型サービスB並びに訪問型サービスBにつきましては、住民主体のサービス類型として、全国的にも前例の少ない、道内初の取り組みであり、その目的は地域の潜在的活力や社会資源を最大限活用することにより、高齢者などの生活支援と社会参加を両立させ、自立生活の持続可能性を高める点にあります。当該事業の実施に際し、協力を依頼する団体などについてはサービス提供に係る一連の過程において、まちとしても適宜支援を行う必要があるものと考えており、いわゆるサロンとしての位置付けである通所型サービスBについては、活動場所の確保は不可欠であります。ご質問の大成町民センターについては、社会福祉協議会大成支所が入っており、サロンあるいは憩いの場を展開する施設として、最も適していると判断しておりますので、町民センターとしての機能を保ちつつ、新たな高齢者などの憩いの場として、有効活用して参りたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。

町長から前向きと取れる答弁をいただきました。大成町民センターの活用については、いろいろ推し測ってこれから進めていくという答弁です。私、平成26年3月の定例会で高齢者の健康づくりへの取り組みについてという一般質問の中で、各区に高齢者がいつでも気軽に集える集会場所を整備する。運営等は民間ボランティア等を念頭に検討する。こういう質問を挙げまして、最終的に町長からは集会場所の問題については、高齢者の皆さんが自由に使えるよう各町内会と

よく話し合いをし、そうした状況も、もし出来ていれば作っていかねばならないと考えている。大成区では当時、集会所で24時間といいますか、日常空いている場所がなかったんです。ほとんどが施設している状況でしたが、そういう状況が保たれば、町民センターに事務所において日常的に受け入れ可能な状況が作れないだろうか。これからも検討してまいりたいという答弁をいただいております。その伏線の中で、きょう最終的に実行がどうなるかということ町長にお話をさせていただきました。この地域ささい合いの件ですが、平成25年にせたな町で住民参加型高齢者支援を支える事業推進について、こういう資料を作って大変、町職員が自ら出向いて今言った5会場で延べ5回さまざまな対案を持ちながら地域の声を吸い上げてきた。これはまさしく今、国が推し進めようとしている介護制度が、私にしてみると非常に残念ですけれども、要支援1、2軽度な高齢者のそういう支援というものを、本来は今まで国の事業で進めてきたわけですが、この29年からは町村の裁量に任せて事業にしていきたいという国の方針が出たのを受けて、せたな町としてはいち早くその体制作りに向けて、先ほど言った25年から地域包括支援の職員等を中心に、このアンケート調査をしてきたわけです。その結果が平成26年2月7日の北海道新聞に載っております。お年寄りを支える地域の在り方は。せたな町民が意見報告会ということでふれあいプラザに、この5地区の関係した団体の方が一堂に会しまして、それぞれの地域の報告会を開いているという経緯が載っています。地域づくりを話し合う集会を開いた。2日の報告会はこれら5地区から出た要望が広く町民に知ってもらうのが狙いだ。ここが大事だと思うんです。町内で高齢化が最も高い大成区は、行政に頼らず住民自ら高齢者を支える方向に意識改革することが第一歩といった意見が多かったとの報告がありました。また、瀬棚地区では3地区合併後以降低迷みの住民の奉仕活動を盛んにしたいとの意見が相次いだという新聞の記事にも載っています。こういったような祖図を作りながら今言ったように、地域ささえ合い事業の協議会を立ち上げて29年の対応に向けて協議をしてきた。先般、総務厚生常任委員会でも、その点について所管事務調査の中で説明をいただきました。その中で今言ったように通所型住民サービスB、それから訪問型通所サービスBというものを選択をして対応していくんだ。このBという言い回しがあるものですから、AとかCとかあるのかということ、包括支援の担当の方にお話を聞いたら、A型というのもあるんだそうです。Aというのは、今行っている事業者の方が引き続き、要支援1、軽度な高齢者を見ると。ただし今は国が背景にありますから、介護保険料その他で、手厚くといいますか、ある程度の基準の支援があるんですが、今度はまちの施策に準じた形での方向で、事業者が引き続きやるのがA型というんだそうです。せたなはB型を選択した。Bというのは今言ったように地域の住民ボランティア、そういう方々の支援をしっかりと醸成しながら、その活力を住民のマンパワーを利用しながら、活用しながらこの事業を進めていきたいというところに非常に着眼点があって、先ほど町長の答弁からあったように北海道でもこれを進めていく町村は非常に少ないというのがそこにあるんだろうと思うんです。そうでなければなおさら、まちとしてこの移行期においてしっかりと支援をしていくことが必要だろうと思うんです。それは財政的な支援もまちとしてしっかり政策の中に大きな柱として位置付けて住民ボランティア等が活動すること、活躍するという仕組みが29年から走るわけですけれども、その移行においてはまちの人的な支援、包括支援を中心とした人的な支援それから財政支援、そういうものをしっ

かりタイアップしてこの事業が落ち着くまで、あるいは先の姿が見えるまで、しっかりまちと住民が手を組んで推進できるようなそういうことをしっかり町政として進めていただきたい。再度、町長にその辺の意を確認したいと思います。

それから先ほどの町民センターの件ですが、大成の場合は今年の4月から町民センターがそういう活用になったわけですが、その前までは無人で日中は施錠していたという状況です。この4月から福祉協議会が1階に事務を執ることで、鍵は開いているんですけども、元気な高齢者の方も、引きこもり等の防止の関係から日中どこかで気軽にお茶を飲んだり、あるいはお話をしたりする場所があればいいねというお話をよく聞きました。それで社協があそこに事務を構えているわけですから、合理的に物理的に言うと社協の方にそういう施設の管理をお願いしながら、こういったサロンといいますか、元気な高齢者が集える場所として日中提供できる仕組みをしっかりと作っていただきたいと思うんです。8月10日の町内の広報誌ですけども、ふれあいサロンなごやかを開設します。平成28年度第1回と書いてまして、目的、外出する機会の少ない方やひとり暮らしの方など地域の皆さんたちが交流を図り、楽しいひとときを過ごしていただきたいと思い開催いたします。日時が8月31日、午前中10時から12時まで、場所は大成町民センター会議室、内容は血圧測定、簡単な遊び、ダボラを語り合う、お茶を楽しむ時間、軽食を用意してます。参加費は無料です。申し込みは8月23日までに申し込んでくださいということで、主催がせたな町社会福祉協議会、共催が大成生活支援グループ輪ということでこういう広報チラシも実は配付されておりまして、実証の段階で1回やったことがあると。成果を聞きましたら大変喜んでいただくと。これからもぜひこういった形で皆が集まる場所を作って提供していただきたい。大変好評であったということもお聞きしております。町長ぜひ高齢者の方も集える場所として、それから先ほど言った訪問型Bは、これは要支援を対象にしたサービス事業ですから、これは区分しなきゃなりません、どちらでもいつでも使える施設として一つのモデルケースとして、位置付けてしっかりまちのほうで対応を考えていただきたい。社協との話し合いの中で受けていただくということであれば、そこはまちと協議をしていただく。社協にも随分町として応援してますし、支援している経緯がありますので、そこは合理性のある話だろうと思います。またどうしても運営上、人的に足りないということであれば、まちで何らかの手当てをして仕組みを作っていくということもしっかり考えていただきたい。最後に町長にぜひ29年4月から運行ができる体制を整えるという意味の、先ほどの利活用を考えるということなのか。その辺もはっきりした言及したお話を伺いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。ここまでようやくたどり着いたということでございますが、この影にありましたささえ合い協議会、あるいは大勢の町民の皆様のご支援があったということでございまして、感謝を申し上げたいと思います。議員おっしゃいましたけれども、いよいよ29年4月から立ち上げることとなります。多少、最初ということで手探りの部分もあるかと思いますが、一生懸命、予算等につきましても、あるいは環境の整備につきましても、しっかりやっていきたいと思っております。町民センターが元気な高齢者にも集えるようにというお話もございましたが、私としては、元気な高齢者の皆さんにはぜひ

このサロンのサービスの担い手として活躍をしていただきたいということを期待をしております。こうしたことで地域を挙げて、そうしたサービスを必要とする高齢者の皆さんが引き続き、このせたな町に安心して住み続けていただけるような、そうした環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。これからも何かといろいろあると思いますが、大野議員にはその都度、ご指導いただければありがたいと思っております。まちとしましても、このサロンにつきましては先ほど言いましたように北海道で初めての取り組みということで、全道的にも注目を集めるものと思っております。しっかりそうしたことに自信を持って、実施していけるように精いっぱいまちとしてもサポートセンター、これは保健福祉の中に作っていろいろとサポートしてまいりますので、その辺につきましてもよろしくお願いを申し上げて、簡単ですが2回目の質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 端的に要約して質問しますが、まずその前に先般の総務厚生常任委員会の中でささえ合い事業のいろいろな施策についてご提示をいただいております、所管事務でも調査をさせていただきましたが、今後のスケジュールとして来年の1月にはサポートを募集したいと、これは全戸配布をする。社会福祉協議会等関係団体に通所型サービス等の実施に向けた協力要請をしていきたい。2月には各サービス実施上の業務手段マニュアルを策定する。そしてサポーター向けの説明会を行いたい。3月にはサポートセンター住民周知、これは全戸配布と説明会を開催をしていきたい。サポーター応募者と共にモデルケースを対応して、トレーニング、勉強会等を進めていきたい。4月にはいよいよ実施に入っていくという流れのスケジュールの提示もありましたが、ぜひ町長これ先ほど来言うように住民の方の関心をしっかりいただいて、さまざまなボランティアの素地を作っていく。そして地域の環境それから皆さんの思いがそうだと。ぜひ今町長言ったように、元気な高齢者の方がちょっと要支援を必要とする高齢者を支える仕組みも当然必要ですし、あるいは地域のきょう傍聴していただいております女性団体の皆さんにも、そういう意識付の中でぜひバックアップをしていただきたいというそういう地域を挙げての事業ですので、そういうPR活動等々については、通常の配布ビラだけではなくてもっと何らかの形で住民の皆さんに周知できるような、そういう丁寧な声掛けといたしますか、お願いをしたいと思ひます。それから最後に来年29年4月から町民センターを今のような、私が提案したような形で利活用できるというロードマップといたしますか、行程が今の町長の答弁でははっきりしないんです。ぜひ担当者と社協でも地域の住民でも、あるいは輪という支援グループも大成区には設立して現存としてあるわけですが、そういう関係者と協議をして、まず高齢者が元気に集える集会所としての位置付けの運用のあり方、その点についてだけでもしっかりとつめて4月開所に向けて、動くんだと。そして4月開所をするという言及した言葉をぜひいただきたいと思ひているんですが、その辺についてももう少し町長、明確に日時等示していただければありがたいんですが、よろしく答弁をお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） サポートセンター、サロンの関係であります、これはまず町民の皆さん

んのご協力がなければなかなか立ち行かないということで、私たち協力団体としてボランティア団体ですとか町内会、女性団体、青年団体あるいは地域の団体、福祉に教育に係る関係機関、商工、建設業者すべての町民の皆さんに協力をお願いすることになるわけであります。私が感じるに、せたな町の町民は優しい思いやりのある、そうした町民性があると理解をしております、その上でこうしたサロンにつきましても、実現可能と思っているところでございまして、そうした特徴を生かした立派なサロンを目指していきたいと思っております。それからいつでも集えるような高齢者の施設ということで、これも議員の質問にございましたが、これは社会福祉協議会の大成の支所あるいはボランティア団体であります輪などとしっかり協議をさせていただいて、準備を進めていきたいと思っております。準備でき次第そういった開設をしながら利用させていただくというものになるものと思いますので、今少し時間をちょうだいしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 6番、梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） ただ今、議長より先に提出しております件につきましてお許しをいただきましたので、教育長にお尋ねをさせていただきます。

江戸時代の終わりから明治に掛けて本州より多くの人々が夢と希望を抱きこの北海道に移住して来ました。やがて国の政策のもと教育の場としての学校が各地に開設された。旧瀬棚町、旧北檜山町、旧大成町におきましても、明治10年代には各地に小学校が開校され、現在まで数多くの卒業生を送り出してきました。しかし次第に人口も減少するという過疎化の中で、やむなく休校や廃校になった学校も数多くあります。そして合併後のせたな町においても大成高校や太櫓小学校を始めとして、既に8校の学校が廃校になっております。明治より続いてきた学校が時代の流れとはいえ、その歴史を閉じることの意味は大変大きいものと思います。私たちにとって学校というものは、人生の一部であり貴重な財産だと思えますし、まちにとっても、また地域にとっても大切な財産だと思えます。こうした学校の歴史を町史や記念誌などに残して現在に至っておりますが、ただ文章で保存するだけではなく、校歌などは歌として残すべきではないかと思えます。校歌は地域や学校の理念や目標を歌に込めた大切なものであると思えますし、ここに学校があったという証拠でもあり、後世に残す資料としても非常に意義あるものと思えますので、既に廃校となった学校の校歌などはその音源を失い、記憶している卒業生も少なくなっていることとは思いますが、今ならまだ間に合う校歌もあるのではないかと思えますので、現在ある各学校の校歌と共に、できる範囲で調査し、記録として保存をすべきと思えますが、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 梶田議員のご質問にお答えいたします。

全国的な傾向として少子化が進み、せたな町においても児童生徒数の減少に伴い数多くの学校が残念ながら廃校となっております。町のこれまでの廃校の状況を見ますと、小中学校と町立高等学校を合わせた数であります。北檜山区では23校、瀬棚区では10校、大成区では13校、合計46校が廃校となっております。平成元年以降では、北檜山区が小学校8校、中学校6校の計14校、瀬棚区が小学校3校、高校1校の計4校、大成区が小学校5校、高校1校の計6校、合わせて24校が廃校となっております。年々、少子化が進み廃校となった学校の半数以上が平

成になってからという状況でございます。校歌は同窓会などでも歌って楽しみ、地域の方や同窓生の皆さんの思い出として深く胸に刻まれているものと思います。しかし時の経過につれ校歌を記憶している方が年々少なくなり、後世に校歌を引き継ぐことができなくなることは、地域の皆さんや同窓生の皆さんの心の財産を失うことになってしまいます。地域の拠点として親しまれた学校の校歌を引き継いでいくことは大事なことでありたいと思いますし、地域の皆さんや同窓生の皆さんに愛された学び舎の歌は、地域の文化遺産として残す価値は十分にあると思います。教育委員会といたしましても、校歌を後世に伝えていかなければならないものと考えておりますので、同窓会や地域の集まりなどで楽しんでいただけるよう校歌の保存に取り組んで参ります。なお議員もご承知のとおり、校歌などの音楽を保存、活用するためには著作権の関係から作詞、作曲した著作者の許諾を得なければなりませんので、校歌の保存につきましては、著作権者の調査や楽譜などの資料収集が比較的容易な平成元年以降に廃校となった学校の校歌を優先し、平成元年以前についてもなるべく多くの校歌の保存に努めて参りたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 3番江上恭司議員。

○3番（江上恭司君） 議長の許可が出ましたので一般質問をします。

最初に議長並びに議員の皆さん、そして理事者、職員の皆さん、傍聴席の皆さん理解を得てここに立つことが出来たことを本当にありがたく思っています。今後、病気と闘いながら住民の声を行政に反映させるように頑張っていく決意を述べまして、一般質問に入らせていただきます。

今年の台風10号の直撃で、農業施設のハウス429棟が大きな被害を受けた。町は直ちに台風後の被災ゴミの無料化、町職員解体作業支援、せたな町農漁業施設等復旧費用助成金制度を作り補助しています。これが11月30日までで38戸の農家がこの申請をしています。この申請を見てみますと、非常に面倒くさいんです。23枚もあって。たった9万借りるのにもこれをすべて出さなければならない。こんなことやっていけば農家やりません。意欲失います。そういうことをもう一度検討していただきたい。それと現在38戸が申請してますけど、429棟が壊れたのから見れば、現状復帰には程遠いそういう状況にあり、この間2、3日前もハウス農家の人々が来まして、町にはがっかりした。たった30%だという話もされてました。まだ農家の営農意欲が失われている状況にあります。今、国の農政が大きく変わろうとしています。今年の28年度3月農林水産省が攻めの農業という新しい政策がどんどん出てきています。その中で攻めの農業、特にこれを見たらほとんどハードルが高く、せたな町の農家には適応するとしたらかなり難しい面があります。しかしいろいろな形で中山間含めて、中山間の事業については担い手における事業これらが出てます。それから野菜に関しても産地パワー事業でいろいろな野菜の産地化をどうするかという問題。それから酪農の収益増強プランこれらが出されてほとんどうちの農家ではハードルが高くて適用されていません。そして来年で減反の関係の反7,500円、これがなくなります。今せたな町では3年前のときの補助金が8億3,000万、この大きく占めていたのがこの7,500円、これがなければほとんど経費と差っ引いたら水田は成り立たなくなってくる。あるから出来ている。それが削られるとなれば、よけい農業意識が失われると思います。現状そういう中で、町長は9月の平澤議員の質問に対して、近隣町の支援を超える対応を行いた

いと。当然それには29年度予算で大きく政策が出てくると思います。町職員の解体作業支援事業これも大事ですけど、本来行政の役割というのは安心してできる農業政策をどう作るか。これが行政の仕事だと思います。それを考えたら新年度予算に対する施設ハウス耕作者どのように考えているかどうか。それともう一つ、農家で今回台風被害で1番喜ばれたのは共済なんです。共済9月中に支払われたんです。共済は水田以外は任意ですから入っていない人は当然支払われないということを含めて、推進を含めて1回北檜山町時代に助成措置したことありますけど、今金、厚沢部はやっていますから、その辺も含めて検討をしていただきたいということで、どういう形でこの農業を新しく復活させるか含めてご答弁お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の質問にお答をいたします。

8月30日夜に通過した大型台風10号は、北海道各地に大きな爪痕を残しました。これに伴う暴風の影響により、当町も甚大な被害を受けております。農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために、一日も早い復旧などの経費を支援するため、隣町を超える対応策として、せたな町農漁業施設復旧助成金制度を設けました。10月13日から11月30日まで申請期間を設け46件の申請があり、精査前ではありますが事業費1億2,236万8,000円、助成金3,217万2,000円となっております。被害施設ハウス429棟中、再建施設ハウス384棟と約9割近い施設ハウスが復旧されることとなります。再建を断念した被害施設ハウス3戸17棟については、高齢化による離農や連作障害などによる露地野菜への経営転換が主な理由と農協から聞いております。

新年度における施設ハウス耕作者に対する支援策などについてですが、両JAへまちに対しての要望事項等を確認しましたところ、新年度への要望等についてはございませんでした。園芸施設共済の加入状況については、当町では加入率82.7%となっており、近隣町と比べましても高い状況、農家個々が不可抗力的な災害に備えたりリスク管理の意識が高いことがわかりました。共済加入により農業経営の安定など被災農家の災害復旧に大きな効果があったものと考えております。

議員おっしゃいました一次産業についてのこれからの支援というご質問でございますが、これはまちの大事な基幹産業でございますので、これからもしっかりと支援策を講じて、安心して農業経営が続けられるようにと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） それでは再質問させていただきます。ハウスは384棟という形で回復したと。これではだめなんです。新しい農業、攻める農業をどうするかと。今両農協から要請はございませんでした。もう両農協もどうしたらいいかわからないんです。そういう中で行政がこの地域に合った農業をどう作り上げていくかというのが行政の仕事なんです。来年ですでに終わる米の助成金、そしてある農協の関係者ともいろいろ話した時に、今あるいろいろな作物を植えた補償金、これは形を変えて残るのではないかという話をされてます。どういうふうに残るんですかって聞いたら、今ある水田の形式をとらないと補償金もらえないんです。だけど実際には、もう水路もない畔もない、そういう土地がいっぱいあるんです。そういうことが厳しくなってく

るのでないかと。それともう一つは、今までみたいなバラ撒き、高齢者であろうと、後継者であろうと同じお金が来る。でも今回の農政新時代を見たら、ほとんどが後継者だとか、大型にすればこういうことができますという形で、今までみたいなバラ撒きがなくなるのでないかと。そういうことを考えたら農協もどうしたらいいかわかんない。生産者もどのように農業をしていったらいいかわからない。そういうふうになっている状況にあります。せたな町は土台が農漁業です。その農業の40億、これがどんどん削られたら、まち自体の存続が危ぶまれると思いますので、もう一度、支援して参りますと町長いうけど、具体的な支援をどういう形でしていくか、どう考えておられるのか再質問いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず今回、国の農政の展開によりまして、攻めの農業政策が打ち出されております。2018年の減反政策の廃止、平成30年です。農政の大きな転換期に入っていると感じております。いわれるようにハードルは高いという認識を私も議員同様に持っておりますが、これからは経営者として知恵を絞っていただく。あるいはまた地域で協働して乗り越えることが求められているのではないかと感じているところでございます。農業はこれまでも競争の中にございました。地域内であるいは地域間で、産地間で、川西の長いもや夕張のメロンも農家の皆さんが大変ご苦勞をされて産地を形成されました。せたな町の農業ももう1段高いところを目指さなければならないのではないかと感じております。これからの農業振興策について既に検討を指示しているところであります。議員からのありがたい質問も頂戴しましたので一次産業の前向きな振興策をまとめていきたいと考えております。いずれにしましても、本町の農業の生産を拡大するといったことや、コストを下げるといった、こうした前向きの取り組みが目指せるようなそうした仕組みを考えてまいりたい。そうしたことで再生産可能な農業経営が実現できるように感じているところでございます。そういうことでご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 再々質問させていただきます。町長は農家の経営にやっぱり責任を持つべきだと。それは持ってるんです。だけど国の農政によって、そんなのいつから打ち砕かれてるんです。やろうと思ってもできないんです。先ほどの川西農協の長いも、夕張メロン、これは生産者が頑張って作ったのもありますけど、地域全体、農協、農業関係者、行政が一緒になって川西の長いもなんかは、十勝圏という一つの圏域の中で、川西だけじゃなくてほかでも作った場合、川西の長いもで出すというような中で、十勝圏全体の中で作っているという問題含めて、先ほど町長が新しい支援策やっていきたいと。これ今やらないと、例えば中山間の関係が削られてきているんです。だけど担い手の関係で中山間の計画を出せば、それが採用されればいろいろな形の事業がここでもできるんです。そういう点では前向きにこれから新しいこと考えるのはいいんですけど、いつまでどうするのか。来年で完全に農業が大きく変わると、いう中でその辺を明確にさせていただいて、最後の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず、せたな町のような比較的条件の悪い中山間地域の農業につきましては、これは国も将来的にどういう方向で進めなければならないのかとい

うことについては、考えているようでございますし、また私たちとしても、しっかり基幹産業を守っていくということにおいては、これは中山間地域の農業の発展なくして、せたな町の農業の発展もないということになります。したがって国の制度を利用することが求められるわけですが、しかしそれはハードルが高いと。皆が皆この制度を利用できないということはこれは確かであります。しかしバラバラで改革に取り組むことについては非常に効率が悪い、産地としても形成されるものではないということからすると、やっぱり地域が一体となって、あるいは農協を中心にそういった新たな展開を進めることが大事ではないかと思っております。そこでまちとしましては、十分農協や生産者の皆さんとも協議をしながら、少しでもコスト削減あるいは生産の拡大につながるような、そうした前向きな事業を展開してまいりたいと思っております。今まだ検討中でございますし、何をどう推進をしていくかということについては、はっきり申し上げることはできませんが、しかし29年度に向けてしっかり対策をしていく。このことが30年に7,500円、転作奨励金の廃止ということを目前にして、その対応も含めて、しっかりと機能していくと思っております。一つだけ共済金の支援というような話もございました。共済金の支援82点数パーセントの加入率でございますし、この1棟当たりが平均して6,000円から7,000円ぐらいの負担、これはもちろん国の支援も入った話でございますし、農家の皆さんが自分の経営を、しっかりそうした災害や作物の減収から守るということからすると、やはりそれは農家の皆さんが80数パーセント加入しておりますので、これは私たちとしても100%を目指すように協力をしていかなければならないと思っております。そうした総合的にいろいろ対策を講じながら、再生産が可能ないように農協と協力しながら取り組んでいくことになると思います。国のこの制度なども積極的に取り入れようという動きも一部ではございますので、そうした支援についてもしっかりやってまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 開会から1時間が経過しました。

休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

9番平澤等議員。

○9番（平澤 等君） ただ今議長から発言の許可ございましたので、先に通告してございました質問事項は、せたな町の健全財政と町民の負託について町長にお伺いいたします。

平成17年9月に3町合併によりせたな町が誕生してから12年目を迎えた現在、合併当初212億円あった町債は、財政非常事態宣言等々踏まえて、繰り上げ償還を含めて79億円減の133億円となり、各基金積み立ては19億円から35億円増額の54億円に至ったことは、町と町民一体となった努力の賜だと思います。しかし町財政指標によると公債費負担比率は21.5%であり、適正比率は6.5%下がっている15%以下であり、経常収支比率は82.3%であり

適正比率は70%から80%となっております。健全財政の確立には更なる努力が必要と思われます。一方、普通交付税の一本算定に基づき、平成32年度末まで段階的に約7億3千万円の減額が見込まれており、慎重な町政運営が求められております。

今後の町の事業計画として、大きく三杉荘の改築、認定こども園の新築、町民プールの整備、国保病院の改築整備などの事業が山積しております。

今後の町政運営にあたっての基本的な考え方について町長にお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平澤議員の質問にお答えをいたします。

私は町政運営の責任者として平成18年7月、財政非常事態宣言を行い、せたな町行政改革大綱に基づき事務事業や組織、機構の見直しなど身を切る改革のほか、徹底した歳出削減に努め健全な行財政運営に向けて努力をして参りました。こうした取り組みは町民の皆様、議会議員のご理解とご協力がなければなし得なかったものと感じております。お蔭をもちまして平成23年9月、財政非常事態宣言を解除できましたことは議員ご承知のとおりであります。しかしながら決算審査特別委員会でお示しした財政指標については、ご質問にありますとおり経常収支比率及び公債費負担比率につきましては適正とされる指標に達しておりません。また本年度から普通交付税の合併算定替が段階的に縮減され、現時点ではご質問のとおり約7億3,000万円が減るものと見込んでおります。このような中で、常に健全な財政運営の維持、継続に積極的に取り組むことが必要であり、その結果として一定の財政基盤の強化が進むものと考えております。

今後において事業実施を予定している議員おっしゃいました事業の整備などは町民皆様の福祉の向上に必要なものであります。こうした施設の整備には補助金はもとより、交付税措置のある過疎債や合併特例債など優良な起債の活用のほか、財政調整基金や公共施設整備基金からの繰入れも視野に入れ、将来の負担を極力減らす方途を講じていかなければならないものと考えております。先ほども申し上げましたが気を緩めることなく、常に健全な財政運営の維持、継続に積極的に取り組んで参りますし、まちの経済情勢や財政状況、行政ニーズに大きな変化が生ずるような場合には、その都度、柔軟に議論、検討していくこととしたいと考えていることをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。ただ今町長から丁寧な答弁がりましたが、私もやはりそれが真実であり本当だと思います。その中で町長の答弁によりまして、私2つほど質問させていただきたいと思います。まず一つ目でございますけれども、今町長が申されました基本的な財源の有り方でございますけれども、合併した中で合併特例債というものをせたな町には46億円も与えられております。現在の進捗状況によりますと執行率は約47%、執行残というか、全部使ってしまうばいいという問題ではないんですけれども、これも一部借金でございます。しかしこの有利な財源と考えている中では、やはりこれは残り10年が5年延長になって15年という中で考えた場合には、この財源を有効に使わない手段はないと思います。その残りの財源が24億7,000万あるわけでございます。こういった財源をどのように、先ほどの答弁がありましたように、現在取り組んでいるのが三杉荘の改築は現在進行形で間もなく着工に入ると思

われますし、認定こども園についてもしかりでございます。また今議会で一生懸命審議している町民プールまた懸案である今後老朽化によって心配されている町立国保病院等についても、多くの費用が掛ると予想されているわけでございますけれども、こういった資金的なものについては、しっかりとした財源、そしてまた最初あったように町民の負担を余りかけないように有利な方法で進めていただきたいと思うわけでございますけれども、これについて基本的な考え方について町長に再度答弁していただきたいと思っております。

それから2点目でございますけれども、これらの事業につきましては来年1年で済むものではないです。ご承知のように来年9月に町長の任期が満了になります。そういった中で、そういった町政の舵取り役として、町長がその後どのような形をとられたとかという姿勢についても併せて2点目としてお伺いしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。まず合併特例債の利用状況でございますが、これは過疎債と並んで有利な起債ということで、7割の交付税のバックがございます。したがって、この起債を使いますと7割の補助金をいただいて実施できるというのと同じ理屈になるものでございます。これに対しまして公営企業債あるいは病院事業債等につきましては、必ずしも交付税のバックが補償されていないということ、またほとんどないと言ってもいいのかもしれない。したがってこの大成の診療所の建築に当たっては合併特例債の利用をさせていただいたところでございます。このように事業をやるための財源の確保ということにつきましては、借金の仕方というものをいろいろと工夫をしていかなければ、今年度に大きな負担が出てくるということ。これについては十分気をつけながら財政サイドと相談をして財政運営をさせていただいてるということでございます。また一方この自主財源を増やすことにつきましても努力をしていかなければなりません。一つにふるさと納税がございます。昨年は1年間で7,400万円ほどになっておりますが、ことしは職員の皆さんやまちを上げて頑張ったこともございまして、4月から現時点まででございますが9,700万という大きな金額となっております。3月末には1億を大きく超えるという予想をしているところでございます。返礼品につきましても現在4,000万返礼品として送られております。これは農産物や水産物あるいは加工品、このまちの産品を送っていることからすると経済効果も相当大きなものがあると思っております。これはこれからも一生懸命進めてまいりたいと感じているところでございます。また企業融資ということにつきましては、風力発電所、風力発電施設がせたな町瀬棚区に建設中でございますが、これは30年度に完成をいたします。固定資産税、合計で10億を超えると見ております。それと来年また北電が募集をするということになりましたので、別の民間が意欲を示しておられます。まちとしましても何とか誘致できないものかと考えているところでございます。こうした財源を今後、産業振興や町民の福祉の向上ということに使っていきたいと考えているところでございます。合併特例債これは議員おっしゃいましたように残り24億7,100万となりました。今後さまざま事業がやらなければならない事業というものがございまして、これは先ほど言いましたように過疎債そして合併特例債の残り24億7,000万、これを有効に使っていきたいと思っております。有利な起債を使いながらまちづくりをして一本算定後、これも4年でありまして一本

算定後においても持続可能な調整を目指して準備をしていきたいと考えているところであります。そういった懸案の事業につきましてしっかり取り組むため、財源の裏付けをこれからもしっかり確保しながら、二度と財政難に陥ることのないように進めて参りたいと考えているところでございます。

そしてもう一つ、そこで4期目はという話もございました。このようなことからまだ道半ばと感じております。きちんと仕上げをすることで新町の舵取りを託された責任を果たすということになるものと考えております。4期目を目指したいと考えておりますので、ご答弁申し上げてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 合併特例債を使った事業ということで町長が申しましたように、過疎債含めて、また各種基金を投じた中で事業完遂していきたいということでございます。ただ合併特例債は平成32年までという制約がございます。そういった中でどのような活用を図っていくのかということは、やはり慎重に進めた中でも、この有効に使う手段というのは先ほど申し上げたことでございますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思うわけでございます。また各種基金等にもあります。ただ、今町長申されましたように32年までに一本算定について7億3,000万という普通交付税が下がってしまうことなんです。そういった分の今町長の答弁の中に瀬棚の風力発電からの固定資産税云々ということで財源の見込み、それからふるさと納税とかとあるんですけども、しかしすべてがそれをカバーできたのかという点、それからまた、懸案の事項に関しても、結構大きな金額がある。過疎債についてはいろいろな災害等に使われた場合にはなかなか枠が回ってこないということがある中で、やはりしっかりとした中で町長申されましたように、今後の残された期間32年までの間にある程度の道筋をつけた中でしっかりやっていかなければならないと思うんです。やはり町民が皆さんそれぞれ町民プール等期待してる点が結構あります。それまた病院の改築等についても、やはり長年たっている。まだそのほかにも町有施設中にはもう築40年、更にはそれに近寄ろうかというような施設がたくさんあるわけでございます。そういったものもやはり改築整備の点については取り組んでいかなければならない。そういった中で再度その財源等についてしっかりとしたものを出した中で町民の期待に応えていただきたいと思っております。

それから先ほど町長、続投したいという希望ございました。私はその中でやはりそうであれば、これらの課題を踏まえてしっかり町民の負託に応えることにそういったときのリーダーシップをとるということだと思っておりますけれども、そういった面についても再度町長の意見を聞きまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まちの財源につきましては、当然のこととして限りがございます。それをいかに上手に使って町民の皆さんのそういった要望に応えていくかということになると思っております。これまで以上に手腕を求められると感じております。初心に帰ってしっかりとこれからもやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 8番真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） 発言の許可ができましたので、私から先に提出してある案件につきまして町長の所見また、まちの考え方をお伺いいたします。

私は産業教育常任委員会に所属しております。提出してある案件につきましても、当委員会でもいろいろとこれから調査していく必要があります、その中で研究していく必要があると思いますが、これは先ほど江上先輩議員もおっしゃったとおり、当町の農業、農村環境の現況と振興、これは大変大事なことでございますので、この場でお互いの見解を確認する意味で質問させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

1点目、中山間地域の農業振興及び地域振興の現状と今後についてという題名で質問をさせていただきますが、2017年度、来年度の当初予算でいろいろな与党の情報等によりますと、その予算編成において急激な中山間地域の過疎化高齢化及び地方創生の対応として、中山間地域の農業振興等を最優先する予算枠を新たに創出したいという動きがあると、これはいろいろな業界誌だけじゃなくて、いろいろな情報から私のほうにも考え方が示されております。町として、このような来年度予算に向けた中山間地域への優先特別枠について具体的な情報等現段階でやられているのかどうか。またやられているとすれば現段階でどのような形で考えておられるか。まず1点目としてお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 真柄議員の質問にお答えをいたします。

新聞報道によると中山間地の農業振興への優先枠の創設については、自民党の中山間地農業を元気にする委員会で農業者らの意見聴取などにより進めてきており、近く当委員会でまとめられ提言することとなっております。素案では中山間地域のうち農業の将来像を盛り込んだ計画を策定した地域に対して、予算を重点配分する枠組みの創設することも盛り込んでおり、国が中山間地域農業の目指すべき指針を示し、指針を基に各地域の実情により取組方針を策定する必要があると提起しており、農水省では2017年度当初予算での中山間地域向けの優先枠について意欲を示しているとの報道であります。このことについて、北海道農政事務所函館支局を通じ農水省へ確認したところ報道どおり提言はされておりますが、取扱については協議中であるとのことでした。今後、国では具体化した段階で北海道農政事務所を通じ都道府県や市町村へ情報提供をするとのことですので、情報提供があり次第、農業者やJAなどの関係機関と検討をしていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

各関係者また行政等の努力によりまして、今までの中山間事業、私は担当課にも調べていただきましたが、皆さんにも知っていただく意味でお話しさせていただきますけど、今年のこれは地域直接支払交付金の額でお話ししますけども5、108万円ほどの中山間交付金という形で、せたまに町に交付され、この内訳は3区の個人配分の1、400万以外は、いわゆる地域の共同化産業の振興のために執行されました。内訳としては農業生産活動として用水路環境整備それから廃プラ、それから廃タイヤ等の活動に合わせて540万プラス385万、また農業生産活動、これは北檜山町農協STの稲作振興に500万、若松地区のライスターミナル及び防除ヘリの使用料

等に185万、それから酪農肉牛、養豚等の振興に730万、またそのほかにご案内のとおり各種の大豆、そば等の種子助成等についても利用されています。この私ずっと中山間制度の中での支援制度もいろいろ調べてみましたが、やはりこれはせたな町が25年から掲げた農業振興ビジョン、この中で大きな役割、ウエイトを果たしていると思っております。これがなければ、なかなか中山間の課題についての問題、これ解決しているわけではありませんけども、そういう点の取り組みはできなかったんだろうなと思う。それで今までのその成果に対しては、各担当関係者に大変敬意を表するものでございますが、くしくも町長、きょう素案なるものが具体的な形で発表されたんです。きょうの新聞ですから、きのう、一昨日だと思いますけど、素案とはいいますが、これには具体的に、7日ですねわかったの。地域が、これ今だから、これは多分せたな町の農業ビジョンもこの将来ビジョンを描いて取り組むという形では、対象に私はなると思うんです。そうであればうちのまちはきちとした農業振興ビジョンを持っている中で、特色を生かした農業展開を総合的に支援するのが柱である。それから中山間を重点に支援をする優先枠の創出は水路拡充、それで具体的に、先ほど町長がおっしゃったのは多分1日ころの情報だと思いますけども、7日の情報では他産業と比べて遜色ない所得を目指すも明記、それで規模拡大が難しい条件不利地を抱える中山間地域を底上げする。それから地域資源を生かした農業経営を後押しする。これが主な柱である。その項目的には地域の特徴を生かした農業の展開、都市農村交流移住定住の促進、それから農地の地域資源の維持継承、これらのことを踏まえて先ほど言ったように国が示す指針で、なおかつ各自治体がきちとしたビジョンをもっていることに対しては、新しい優先枠を設けますというお話なんです。町長は先ほどおっしゃったように、これからいろいろなはっきりとした形のもの現われたら、それは関係機関あるいはその生産者と協議して施策を考えるとおっしゃいますが、私がきょう敢えてこの質問をしたのは、先に江上議員のお話にもございましたけど、であればこの形が出てきた時に相談することは抜きにしても、町独自でこのような動きに対して、今喫緊の課題としてこれは対象にしたいという政策があるのかどうか。これをまず一点お伺いいたします。それと先ほどから言いますけれども2017年の新年度予算から、もうこれはきちとした企画力を持った優先枠が出て来た上は対象になるときに、現段階でその情報が来たらそれから考えるということで、これは中山間の、これは各自治体の格差は企画力によって非常に生まれてくるんじゃないですか。町長は先ほども、あくまでも当然農村の地域であるけれども、主体は生産者、それは当然だと私思いますけど。先ほどから言うようにこのような形で、まして先ほど町長はこれからの将来に向けての、まちな振興もお話されましたら、せめてこのぐらいのビジョンが出て来た時に、きちとした形でまちはこのような方向でこの件に関してだけは、優先枠を設けて進んでいきたいというビジョンがあつて然るべきだと思いますが、その点について、今はこれはビジョンですからまだ決まってないから、それに話す必要が無いといえればそれまでですけど、やはり最低限そのぐらいのものを常に研究し持っていなければ、これからの国の施策に対してもスムーズに対応できないと思います。具体的にはここに書いてあるように農地整備や集落営農の組織化、特に6次産業のブランド化や地域リーダーを育成して、中山間地域できちとしたある程度の地域の運営をめざすためのそういう組織作り、そのようなことをするのであれば、こういう形の中の優先枠として提案しますということ、これは政府が決めた

わけではない。まだ自民党の施策の段階だといえればそれまでですけど、しかし私は最低限、こういう質問があった場合、来年、再来年に向けては中山間に関しては、このような考えを持っているということくらいは、やはり町長先ほどおっしゃったようにリーダーシップを発揮することであれば必要であろうかと思っておりますので、現段階でそのような考え方が、具体的な施策があるかどうか再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。当然、中山間地域農業に対する施策はこれから出てくると思っております。それは私たちとしてもどういった具体的な事業展開を国がされるのかということは見極めなければならないと思っております。議員おっしゃる本町の農業ビジョンですが、これはお手元にお持ちのせたな町農業振興ビジョンにまとめてございまして、これがせたな町の将来の農業の在り方と捉えていただいていると思います。まちはそれに沿いまして今事務方に検討をしてもらっておりますが、当然、新たな国のそうした制度設計が、出された場合に、それとの整合性というものも当然とっていかなければならないと思っておりますので、そういった意味で国から示された段階でまた検討することになると思っております。今、まちとしてやれる範囲での作業は進めてまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 3回目お聞きします。それは町長だからおっしゃるとおりこのビジョンに盛って、例えば枠なりそれが出てきたら今やっていることを当てはめますと。私が聞いたのは喫緊にこんなことやりたい、こういうことをやって行きたいんだっていうものがありますかって私聞いたんです。ということはもう2017年4月から始まるわけですから。それを今の段階で先ほど言うように、これからいろいろ聞いて、いろいろ調整するというのは、私はできればもう継続的な今までのずっと平成22年から26年の3期を超えて、今回4期目がスタートして、ここで特に高齢化に配慮した取り組みやすい制度を考えなさいということで、お話が出てくるわけですから、その辺で具体的な喫緊の課題で取り組む施策がありますかということ再度お伺いします。それと町長これいろいろな考え方ありますからあれですけど、その新しい施策の中に、これは中山間地域ということ考えた場合には、今、各地域でそれこそ廃校を含めた学校等これらを利用して、これ当然、農業予算も絡みますから、その中で大変元気だけでもきちっとした労働力を持っている方々をいかにそういうものを使いながら、これは一つの例ですけど例えば、個人ではなかなかできないけども、もうちょっとできればという形で中間的な集荷施設の運営だとか、それから例えばちょっと規格外の物だけでもそれをきちっと6次元化の中でやっていく方策だとか、それから生薬の里ではないですけど、そういう形の新しいそういう取り組みとか、私はそういうような発想を、もう持ってこんな形で進むということを私は示す責任と、それからそれをやることによって、やっぱり中山間も含めていろいろな可能性があるということは確認できると思うので、せっかくこういう優先枠が出て、そういう形はあと企画力があれば、その対象になるかならないかはわからないけども、その中で手を挙げていく可能性があるんですから、その辺についてのね、私は中山間に関する今までの、今までやっていったそのメニューに関しては本当にありがたいと思っておりますし、これがなくしてなかなか地域の産業が形成できるものでもありません

から、それはそれとして更に少しでも枠を拡大していただく要請をしながら、先ほど言った新しい取り組み、と言うことを検討しては常に議題に上がるんですけど、とやはりなかなかこういう切っ掛けがないと具体的にそういう形に入り込んで私はいけないと思うんです。だからこのビジョンの中でもたくさん謳ってますけど、いざ新しい形の項目、なかなか進まない。これを一歩でも進めるといって考えた時に、ぜひこういうものが来てから考えるというより、むしろそういう形のものを考えた中で当てはめるものを、逆に予算が付いて考えるではなくて、計画した企画力の中で、それが出て来た予算に対して合致する形のものを研究していかなければならないし、それがもう絶対必要な時代になってると私思いますので、その辺について再度町長の考え方を聞きたいし、ぜひそういう形で私はほかの町村より先んじてそういう形に取り組んでいただきたいと思います。これ聞くとところによりますと、それもまだ最終的にどうなるのかわからいけど、町村会でも地域の予算の重点科目以外に、ある程度中山間の補助の嵩上げ、これについても要請していているということで、ぜひこれもまた違う形で町村会等、早急にいろいろ意見交換しながら、年度のギリギリまででもいいですので要請活動を行って、できれば2017年の補助率の嵩上げ等が確保できれば大変ありがたいことになると思うので、そっちも含めてぜひそういう形で活動を展開していただきたいと思います。

再度その辺についての答弁をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずご理解いただきたいのは、この平成25年に作りましたせたな町農業振興ビジョンにつきましては、これはこうした農政の転換いわゆる減反政策の廃止ということも受けて作らせていただきました。したがって、これは議員おっしゃったように6次産業であるとか、そういった地域での取り組みなども含めて、全部網羅している計画ビジョンとなっているところでございます。いろいろこれから展開が出てくると私たちも期待をしております。まちがトップダウンでというよりは、むしろ生産者が自ら地域で共同でこうしたい、あるいは自分でこうしたいというような、そうしたボトムアップをしっかりと育てていかなければならないと思っております。国の政策につきましても、これは道の町村会で共通の部分につきましては、これはしっかりと農水に要望していかなければならないと思っておりますし、やはりこうした当町のような中山間地域の農業は北海道の中でも特殊な農業地帯というようなこともございますので、檜山の農業あるいはせたなの農業という中で十分国の農政から日の当たるようなそうした要望も私たちとしては考えていかなければならないと思っております。いずれにしましても農業経営者のやる気とまちの考えと、それからJAのそうしたリーダーシップというものを、これがきちんと噛み合って、次のレベルに上がって行くものと思っておりますので、これからはいろいろな議員には、そうした意味では建設的な提案をいただけるものと期待をしております。しっかりやらせていただきます。ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 少し早めですが、ただ今から昼食休憩に入ります。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 2点目の質問をさせていただきたいと思います。先ほど来、同僚議員等からも重なる質問になる点もあろうかと思えますけれども、先ほど申しましたように当町の中核をなす産業についての議論でございますので、町長、丁寧に、少し詳しく私は町長の考えを示させていただきたいと思えますので、抽象的で走り回らないように若干具体的な考え方もお聞きしたいと思えます。重ねてお願いいたします。

農水省は11月28日、2017年産米の生産調整の目安となります食米の生産目標を前年比8万トン減の735万トン、道内分として5,831トン減、面積換算で9万数千ヘクタールと発表いたしました。これはそのあと多分具体的な形で各町村に配分がなされると思えますが、ご案内のとおり当町においては、ことしも生産者また関係機関の血のにじむような努力によって知恵を出し合いながら今年度で46.3%の転作率を達成してございます。先ほど行政報告では農業関係の本年度の大体の指標等が出されておりましたが、ただ現実問題として台風の影響等で大変農家は厳しい状態に置かれているのはご案内のとおりでございます。そのような中で来年度が最後の年とはいえ、またこのような形で生産調整を求められる。この現時点でのこのような状況について町長はどのように今お考えでいるのかお知らせ願いたいと思えます。

それから2点目、江上議員からございましたが、これは本当に農政の今までで大変大きな転換期になります。米について2018年から生産者が自主的に係る産地主体の生産調整へ移行する方針が決定されてございます。1970年から開始された減反政策が廃止され大きな農政の転換を迎えることになる。残された1年余りで何をなすべき、またどのような形で減反終了後の水稻農業の在り方を描いておられるのか、この2点についても伺って1回目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の質問にお答えをいたします。

1点目の2017年産米生産目標についてですが、平成28年11月28日に農水省から発表のあった平成29年産米生産数量目標の配分の通知により、現在、北海道で市町村別の生産数量目標等の設定方針を検討しております。例年ですと12月20日前後に市町村の配分が通知されることとなります。市町村への配分につきましては、北海道で市町村別の生産数量目標等の設定方針により水稻作付度、収量の安定性の生産力や1等米比率、低タンパク米比率、クリーン農業等の取組比率の商品性や産地指定比率の販売力を評価し配分することとなります。この評価により国から北海道への配分が昨年より減少しても、当町の評価が高ければ配分が減少とされないケースもあります。また当町への配分が減少した場合、水張を確保するため加工米や備蓄米など非主食用米への作付調整を行い、主食用米並みの手取り確保となるよう道再生協議会及び町再生協議会の産地交付金で調整を行っているところでございます。負担の増加のすることのないよう対応しているということでもあります。

2点目の減反政策の廃止に伴い現状をどのように認識されているかについてですが、平成25年に米政策の見直しが決定され、平成30年産からは行政による配分に頼らず生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた生産を行えるように、国からのきめの細かい毎月の契約、販売状況や在庫量の推移や価格情報などを基に産地主体の生産調整を行うこととなります。もともと米の生産調整については、生産を抑制することで生産量を調整し、米価の安定や米需給の均衡を図り、他の作物へ転作させることで地域適作の推進を図ることが目的であります。また、平成25年に生産調整制度の廃止が決まってから30年の実施までの間において、それぞれの農家がこのような状況に対応するため、自ら経営基盤の強化に取り組んできたところであります。まちとしましても、農家や農協の要望に沿って水田の基盤整備をはじめ米の乾燥調製施設やビニールハウス、高収益作物の導入支援など、生産コストの低減や収益性の向上などに取り組み、稲作農家や転作をしている農家などに支援を行ってきたところでございます。いずれにいたしましても、平成29年中には、生産調整の見直しについて国から示されますので、先ほどの質問でも申し上げましたとおりせたな町の農業振興ビジョンに沿って各関係機関と連携し安心して生産調整に取り組めるようしっかりと対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） まず1点目の質問でありますが、先ほど町長おっしゃったように、いろいろな項目の加算があって、もしかしたら先ほど言うように当町では減反がプラスマイナスゼロどころか逆に減るかもしれない。これは可能性としては。ただ現実問題として、町長ことしのタンパクの高さとかいろいろなことを聞いたときに、やはり応分の負担は多分受けざるを得ないだろうと私は思っております。これだけの道にきた数量からいって。これは非常に残念なことでございますが、当町は、私は北海道でも有数の米の品質も含めて良いものは持っていると思っておりますが、残念ながらここ最近の中では、その数字がなかなか伸びてないという中で、多分そのある程度の数字は、これは覚悟しなければならないだろう。私が心配するのは先ほど言ったように、加工米なり、それから食料米含めて、それは水張りの休耕の中で処理していておりますけれども、来年もそのぐらいの中で、それを受ける今の水張りの中で消化できるというような形で考えておられるのか。それともう一つ心配なのは先ほど江上議員でもありましたけれども、台風等の被害によりまして今のままで行きますと、休耕地という形でのハウスの面積あります。これが果たして完全確保できるのかということ考えると結構難しい面もあるなという気が私はしてるんです。来年1年とはいえ。その辺についてこれに関しては、当然このあと農協、生産者とかの要望を受けながらとりあえず1年やらなきゃいけないということですから。再度お伺いしますが、水張りの中での休耕地の中で、大体これから想像できるような形では消化できると考えておられるかどうか、この点だけ1問目についてはお聞きします。そしてそれが不可能であればそれに向かって早急にきちとした形の中で協議しながら、種もみ等の問題もすぐに来ますので、その辺も含めて対応をしていただきたいと思います。

それで2点目のお話、今町長がおっしゃったことは農水省が言ってるとおりのことで、もしそうなった場合、国はいろいろな形で今までと違った形で支援もするし、情報も提供する。しかし特にこの北海道の中でも、北海道は減反廃止によって大規模な道内農業の生産性向上が期待され

る。片方ではそういうような形で政府は言っておりますが、現実に先ほどの中山間の話等でもございますが、この地域はそれを本当に大規模のメリットを生かして、水田農業を展開していくとなると、私は町長、今まで何年もずっと基盤整備等もやってきましたけど、こういうエリアの関係でなかなか基盤整備の状態はほかの恵まれた地域から見ると厳しいものがあると思うんです。そういう中でこれちょっとあれですから、これも農水省の試算ですけどもお話させてもらいますけれども、まあ時間をいただいて、今米の60キロ当たりの全国平均の生産比は1万5,300円です。これは北海道はもうちょっと下がっているかもしれません。これは全国平均ですから。それで反当510キロ収量を上げたとして、だいたい13万3,294円ぐらいの収入になるということです。それでこれを経費として下回るためには、4町7反で大體経費として12万3,000円、それから6町9反でもこれも9反というのもあれなんですけれども、10万4,746円、経費がです。ということからいきますと大體それにプラス米の支払い交付金を入れて6町9反、約7町ぐらいの生産者でギリギリの状態であるという数字です。これは参考までに皆さんにも知っていただきたいということで、ここに出ている数字お話させてもらってるんですが、それで6町9反の農家全部の収入が、米だけにしますと、人件費は含んでますけど、そういう形で大體700万でプラスマイナスゼロくらいになる。そういうのが今の米農家の環境だということでございます。それで町長にお伺いしたいことは、当町も水田中心に営農してきました。それでこれからもやはりある程度水田の営農をなくして当町の農業生産は成り立たないと思うんですが、この減反なきあと、町長はせたま町の農業の役割の中で大體それであれば、今言ったように生産手段、生産規模、それから土地改良によってなかなか地域差もございますけど、大體どの程度のスケールメリットで、どの程度の面積を確保しなければならないと試算があるのか、考えておられるのか、これについてまず2点目お伺いしたいと思います。国でこれから休耕なきあとに行う手立てとしては、今までどおりその転作に対する作物の補助金の支給、これをやっていくということ、これは間違いのないですね。金額は決まってませんが。それから先ほど町長がおっしゃったように全国それから地域の自給バランスの情報、それからまだこれは具体的にはなっていないでしょうけれども、さっき言った地域交付金に変わった形での保険制度の導入も考えて価格の安定というものを。ただそれも今ある条件よりまだいい条件になるということはなかなか難しいような状態だというふうに私の得た情報の中では、全部合っているかどうかわかりませんが聞いております。そうなった場合にうちのまちは、私は水張りする面積以外にいつでも休耕ができて、田地田畑で作物を作る面積は本当に限られてきてると思っております。その辺についてもどのように考えているのかも含めて先ほど言ったようにうちのまちな減反なきあと、どの程度の規模でどの程度のスケールメリットできちんとした形で稲作経営をしていく必要があり、またそれはこのような形のものが必要だというのが町長があれば、この場でお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。まず生産調整、これは引き続き、来年につきましても、もちろんあるわけでありまして、水張り面積これについて水張り面積をしっかり確保しなければならない。これは農業者のそれぞれの経営の判断もこれは尊重しなければなりません、しかしいつでも水田に食用米に転換できるというそういう準備

も、もちろん必要でありますからそういった面積を確保しなければならないと思っております。そうした上で先ほどいいましたように食用米の栽培と遜色のないしっかりとした対応が、これがこれからも来年度についても図られると見込んでおります。で、恵まれた地域とのせたま町のよう中山間地域との格差というものは当然ありますし、この生産コストにおいてもそれは条件不利ということはもちろんそのとおりでございます。そこで作付面積には当然、生産調整もこれは今度自主的な調整をしなければならないということでもありますから、これはおのずと限界がございますが、米を柱としてどのぐらいの規模が必要かということになりますと、これはその耕作面積にもよると思いますが、これは米専業という当町の農業形態ではございませんで、米プラス野菜あるいは畑というような、そういった総合的な観点から考えますと、少なくとも実際の今配布されてる面積、これは何としても守っていく必要があるだろうと思っております。そのことを可能にするには、何といたっても高品質、良食味米、売れる米を作るということに、そういうことがなければ今のそういった状況が確保できない、維持できないということになりますから、そうした取り組みを農家の皆さん、それから農協におきまして、またまちにおきましてそういった支援策、振興策というものを必要になってくるものと感じております。先ほど午前中の質問で真柄議員の質問にありましたきょうの新聞の中山間地農業を元気にする委員会、これは取りまとめをして政府に申し入れたという記事でございましたが、これもこの中山間地域の取り組みを重点に支援するというので、具体的には農地整備や集落営農の組織化、法人化、6次産業化やブランド化、地域リーダーの育成、確保、多面的機能発揮のための地域の共同活動などそういった提言がなされているところでございます。したがって、こういった一方で、まちとしても努力をしていかなければならないし、こうした方向に向かう農業者への応援、支援そういったものもこれから考えていかなければならないものと思っております。ただこの政府に対する申し入れにつきましては、現時点で29年から、これが即実施されるという、これは残念ながら確証がございません。29年になるのか30年になるのかという状況のようでございますので、そういった動向を見極めながらしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 先ほど最後の中山間のお話は、くしくも同じ形のニュースです。いずれにしてもそういう、これは前の質問とダブったらこれは議長にもお許しを願いたいんですが、それもそういうことも含めて先手のきちとした企画力を持ったビジョンが必要だということを重ねてこれは。先ほどではいろいろとこれから検討しながらという話ですけど、ぜひそういう中で進んで町ではこんなことを考えているという形のものも出していく時期に来てると思っておりますが、これは前の質問とダブりますけど、重ねて私は要望しておきます。それで今町長もくしくもおっしゃいましたが、多分今話を私なりに想像しますと、この水張りをこれ以上減らすことは、まちとしても大変つらいものがあるし、いまいう農業の基本がこれ以上減っていくと、今後作物作っていくにしてもベースが難しくなると、そして先ほど言ったコストではないにしても、そのコスト割に係っていつてしまう。これは先ほどいった米価の、もし減反廃止になって下がった場合、急速にそういう心配が出てくる可能性があるということで私先ほど数字お話をさせていただいたんですけど、それからいきますと町長ここに今度じゃあ何をやっていかなきゃならないかとなると、

今言った45%の休耕はやってるとなったら、やはり土地改良それから基盤整備これはまだまだ遅いとかということではなくて、今からでも取りまとめて、特に認定農家に対してはある程度積極的に活用してもらいながらそういう制度を提示をしていくことがなければ、私はちょっとした価格の暴落で水張りがあつという間になくなら大変だと思いますので、その基盤整備については隣まちがやってる国営とはまた違った形でも構わないですが、これをまず積極的に進めていただきたいと思います。それと今まで農業振興の中で水稻以外の作物に対してどちらかといういろいろな対策を講じてきております。これは当然、生産者と相談の上でございますけれども。それから先ほどありましたように、水稻の集荷体制、秋以降の集荷体制についてはこれは両農協の要望、それから産地、いろいろな交付金の中で去年、一昨年にかけてSTの拡充、それから若松のライスターミナルの拡充とか、そういう意味での集荷の不安はある程度、私は負担の減は農家に対して効果があったと思います。ただ今ちょっと町長はまだ農協から上がってきてないとは言っていました、私が農家の方々といろいろ話、また農協の方々とお話しした中でも今言う7町なり8町なりの既存の水稻を中心にした農家の方々が、これから水稻を続けていくためには、まちではなかなか水稻の事業に対しては理解していないけれども、現実に育苗ハウスの老朽化が、これは何で私町長言うかといいますと、なかなか町長は具体的な施策に関して出してくれないので、一つの例として私町長にお聞きします。今、水稻農家の使っている大体パイプハウスは20年から30年経ってます。これは生産手段の施設だから、それは当事者が持つのが当たり前ですと言えばそれまでなんです、今ここ何十年来の、減反も含めた農家の置かれた環境の中では本当に建替えたくてもこの水稻ハウスを建て替えれないという現実の厳しい問題に直面しております。それでこれは町長先ほど、これからもいろいろな形で町政をあれしていくというお話されましたけど、実際自分の足で歩いて聞いていただきたいと思います、規模拡大あるいは農地の利用とかで隣の水稻等を請け負うという場合にしても、やはりこの育苗施設のハウスの充実がなければなかなか難しい。ぜひこれから休耕がなくなってそういう中で作付けしていくとなった時にそういうことに対しても、まちも配慮していただけないか。こういう私は相談を受けてますし、現実問題として直播なり、それからいろいろな技術もありますが現実問題として直播も全部の機械を整備したら大変なお金が掛ります。なおかつ健苗ということから言ったら、必ずしもそれがすべてじゃない。今まで作った慣行の方法でなんとか、こういう、町長わかるように、昔のはこんな狭い型ハウスなんです。ところが今労働でその育苗ハウスを使って処理するとその中に入っていき、いろいろな苗を並べる、そういうものを使うとなると今までの旧ハウスでは全然対応できないわけです。きょうここに農業委員会会長もいらっしゃいますけども、生産者の1人としたときに、私はこれも会長ではないですが、ある方からもお聞きしましたけども、本当にこの育苗のハウスの問題は大変な問題を抱えている。先ほど言ったようになかなか具体的な考え方が示していただけません。最後に私はお聞きします。この休耕がなくなった場合については本当にもう今からその中に向けていろいろな角度で安泰と、どういううちのまちの形で生き伸びていくかという農業政策がどんどんこれは議論をしていただきたいし、私も先ほど言ったように委員会の中でもこういうのは議論すべきだと思っておりますので、これは1回でなくてこれから機会にこういう話を続けていければと思います。ただ一つだけ先ほど言ったようにその育苗ハウスに限定

するのがダメであれば、多目的ハウスという形でも、現実には若松で今年ハウスの中で水耕栽培でトマト、これ記事にもなっていて、ただこれからの可能性として複合的な農家を支援するという形の場合に、水稲と一つの形でなくて生産手段の中に多目的なものを取り入れればそういうのは可能じゃないかと私思うわけです。そしてそのような形の施策をきちっと生産者、これは若干制限がくるかもわかりません。認定農家なり後継者いるとか、いろいろなことあるかもわかりませんが、その中で先ほど言ったように7町くらいで水稲を中心にきちんと生計を立てていけるような農家、それによって町長が言っているところの45%ぐらいの転作で、このエリアが農業環境を整備しているような形のためには、ぜひこの程度の施策は実行していただきたいと重ねて私は思いますので、きょう農家の方々が来ていないのは残念ですが、そんな形の考え方をまちが持ってるということであれば、この場でそういうお話をさせていただきたいし、本当に町長1年しかございませんので、これは江上議員もおっしゃったとおり真剣になって、この減反対策には、それこそ相談はわかりますけど町は町としてこういう核とした方向を持っていると示して、これで各関係団体と仕事を進めていっていただきたいと思います。重ねて答弁を願います。またハウスの件に関しても具体的な考え方があればそれもお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大変現状は厳しい状況に置かれているという認識は議員と同様でございます。この状況を乗り越えるためには、議員おっしゃるようには一つは生産性を高める。そしてもう一つはコストの削減、この両方を同時に進める必要があるということだと思います。先ほど生産性を高めるということでの土地改良、基盤整備のことがございました。これは、せとな町も継続して道営で整備をさせていただいております。希望のあるところについては積極的に整備を進めていきたいと考えております。一方のコスト削減の関係ですが、なかなか日本の農業、肥料も高い、あるいは資材も高い、もちろん農機具についても諸外国から比べると随分高いと言われてるところでございます。これは事実だと思いますが、その辺のコストをこれから削減していく必要があるということになると思います。議員おっしゃいましたように育苗ハウスにつきましても、これを少し安価にすることで当然コストの削減にはつながるわけでありますから、私たちとしても、先ほど言いましたようにこの30年以降のそうした状況を見据えて、まちがしっかり支援をしていかなければならないということを江上議員の質問にも答弁をさせていただきました。今議員からもこうした具体的なご意見をちょうだいしたところでありますし、そういったことばかりでなくて、もう少し広い踏み込んだ対応をしなければならぬと考えておりますので、ぜひ予算提案した際には賛同いただいて農業者の未来を明るいものにしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員に確認いたしますが、答弁漏れのたぐいの判断があれば4回目の質問ではなくて。

○8番（真柄克紀君） 議長から指摘を受けまして、私もここでまたうやむやにするわけにはいきませんので、町長今最後に私の言った施策も含めてまだ更に良いものにして提案するので、その時は頼む。私聞いているのは、ひとつの具体例として、多目的な形のハウス等の要請があった場合に、全額じゃないです。当然、受益者も道も国もそれはいろいろな制度ありますから、その中

で要望があった場合、これはもう喫緊の課題として私はやってもいいんじゃないかと思って、そのぐらいの考えは町長この場で、そういうのがあれば私もやっぱりこの水田全体の農村を守るためには、これは必要と思いますよという答弁があるのかと私思ったんです。それで具体的な形で先ほど江上議員、私にも抽象的で非常に優等生の発言はありますけど、具体的に町長どうするのというのがないものですから、あえて1個に絞ってお聞きしたことなので、もし各団体、生産者とからあれば、それは重要な、最終的なことでいえば、まちにもプラスになるという形の中で、それが何割補助なのか、それはわかりません。でもそれに真剣に取り組んでいく気があるかどうかということ再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長今の補充答弁に入る前に、一言申し上げておきますが、質問者の意を組んで噛み合う答弁を求めたいと思います。特に午前中にごぞいました江上議員の質問などにつきましても、質問者がそのままでありますから、こちらから申し上げませんでした。どうも噛み合わないといえますか、すれ違っているのではないのかということ議長席におりまして、感じるものですから、極力噛み合う答弁をされますように督励したいと思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。農業今米を中心にした質問をいただきました。しかし米のほかにも野菜あるいは畑作、畜産という部分でそれぞれご苦労されている農家があるということはこれはご理解いただけたと思います。したがってまして議員の思いというものは私に十分通じております。これは議員が農業者の要望があればというような前提を申し上げておりましたが、私としては、この前の質問でもお答えしましたように、現在のところ農協、農家からは直接の要望はないということでお話をいたしました。しかし、これは要望がなくてもこれはまちとしてしっかり対応していくという姿勢でおりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号ないし日程第16 認定第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第6 認定第1号、平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第16 認定第11号、平成27年度せたな町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

本件について決算審査特別委員長の報告を求めます。

大野決算委員長。

○10番（大野一男君） ただ今議題になっております決算審査特別委員会に付託された平成27年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第1号から認定第11号までの審査結果を報告いたします。

当特別委員会は9月26日に設置され委員長に私、大野一男、副委員長に平澤等議員を選任いたしました。11月10日に再開をし、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い、慎重かつ精力的に審査をしたものであります。その結果当特別委員会は認定第1号から11号まですべて認定すべきものと決定いたしました。

なお認定第11号平成27年度せたな町病院事業会計決算において、医師確保対策貸付金に係わる貸付契約書が総務厚生常任委員会から示されたとおり27年度内に締結されていなかったことは、町理事者が認めたとおりであり、行政事務執行上の職務怠慢であります。本委員会といたしましては、町民に対し謝罪し、責任の明確化及び減給処分を求めるものであります。

次に財政の健全化については、年々改善されている状況を確認いたしました。今後においても、より一層の健全な財政運営をされるよう望むものであります。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので認定第1号から認定第11号までの各会計決算認定については、質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ただ今委員長から決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く10名構成であり、特別委員会で審査は十分尽くされているので質疑を省略し討論、採決に入られるようにとの進言がありました。

お諮りいたします。

委員長進言どおり取り進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることに決しました。

認定第1号、平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算について反対討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

本多議員。

○4番（本多 浩君） 私は平成27年度一般会計決算認定に当たり賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度一般会計の歳入総額は100億906万であり歳出は95億1,904万4,000円であります。よって余剰金は4億9,001万6,000円であり、内訳は繰越明許費財源に1億7,616万3,000円、財政調整基金積立金に2億1,385万3,000円、また翌年度への繰越金は1億円であります。また財政健全化を示す各財政指標等は前年対比で経常収支比率では4.1%、公債費負担比率は0.1%、実質公債比率0.9%、将来負担比率10.5%、それぞれ改善が図られております。さらに町債は前年度より3億9,058万8,000円減債され93億2,788万5,000円となっております。一方各基金の合計は前年度より1億977万9,000円増え、46億8,752万6,000円となっております。このように財政健全化が着実に進んでいることは、町民各位、町理事者、職員が一体となって取り組んできた成果であり、ここに評価いたします。

また事業の執行においても大成、瀬棚総合支所の改修、町内2JAの色彩選別機等への補助事業、橋梁の長寿命化補修事業に基づく小川橋の補修工事、漁業振興図った一連の事業推進、町民の福祉と健康を守る民生衛生の更なる充実に向けた事業の展開、体育施設整備事業による大成町

民プールの改修、商店街の活性化及び町民の生活支援が図られた。地域活性化地域住民生活緊急支援交付事業、更には三杉荘改築、認定こども園の新築に向けての基本設計がなされるなど新規事業や継続事業の実施に積極的に取り組まれた成果が見られました。

さて、せたな町は平成27年をもって合併10周年を迎えました。これからも町民の皆様が将来に希望を持ち、展望が開けるまちづくりに努め輪になってつなぐ、せたなの夢、未来の具現化のために町理事者、職員へおかれてはより一層の研鑽を積み、行政執行に当たられるよう念願し、賛成討論といたします。

以上。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第1号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第2号、平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第3号、平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第3号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号、平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第4号、平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号、平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第5号、平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号、平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第6号、平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号、平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第7号、平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号、平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第8号、平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号、平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第9号、平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号、平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定す

ることに決しました。

認定第10号、平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第10号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号、平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第11号、平成27年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第11号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のどおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第11号 平成27年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第17 議案第11号

○議長(菅原義幸君) それではこれより議案審議に入ります。

議案第11号 議案第12号、発議第1号は補正予算に関連しますので先に審議します。

日程第17 議案第11号、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その2の13ページでございます。議案第11号、本案はせたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じたせたな町長等の期末手当の改正及び旅費に係る減額支給を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告に基づく改正と平成18年度から財政非常事態宣言を受け、町財政健全化に向け取り組んできた旅費等の減額支給につきまして、平成29年4月1日より規定の額に戻すための改正となっております。お手元の15ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。第4条第2項中下線部100分の217.5を改正後は100分の227.5に改めるものでございます。次に附則第10項中、下線分、当分の間を平成29年3月31日までの間に改めるものでございます。

16ページでございます。第4条第2項中、下線部100分の202.5を100分の207.5に、下線部100分の227.5を100分の222.5に改めるものでございます。なお附則といたしまして施行期日等第1項この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。第2項第1条の規定による改正後のせたな町長等の給与等に関する条例の規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第18 議案第12号、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 主な改正内容につきましては、人事院勧告に基づき民間給与との均衡を図るため、給与で0.17%、期末勤勉手当で0.1カ月分引き上げる改正及び配偶者に係わる給与等手当の見直し等でございます。

36ページでございます。新旧対照表でご説明いたします。改正前第9条の2第2項中、下線部41万3,300円を41万3,800円に改めるものでございます。第24条第2項中、下線部掲げる額を定める額に改め、同項第1号中、下線部100分の80を100分の90に改め、同項第2号中、下線部100分の37.5を100分の42.5に改めるものでございます。次に附則でございます。附則第22項中、下線部100分の1.2を100分の1.35に、下線部100分の80を100分の90に改めるものでございます。

次に37ページから42ページでございます。別表第1、行政職給料表につきましては、給料表の改正に伴い全部改めるものでございます。

次に42ページから56ページでございます。別表第2、医療職給料表につきましても給料表の改定に伴い全部改めるものでございます。

次に56ページでございます。第10条第2項第2号中、下線部及び孫を削除をして同項中、下線部第5項を第6号とし、第4号を第5項とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号を追加するものでございます。改正後でございます。第3号、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を追加いたします。次に第10条第3項、下線部につきましては改正後、第3項扶養手当の月額は、前項第1項及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族については1人につき1万円とするに改めるものでございます。第11条第1項中、下線部いずれかに該当するを、いずれかに掲げるに改め、下線部（新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を削除するものでございます。同項第2号中、下線部前条第2項第2号又は第4号を扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5号に改め、下線部同項第3号及び57ページになります。下線部第4号を改正後、全部削除するものでございます。次に同条第2項中、下線部、点扶養親族がない職員に前項第1号を、点職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に同項第1号に改め、下線部生じた場合においては生じたときはに、下線部すべてを漢字の全てに改めるものでございます。同条第3項中、下線部これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったを、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたに改めるものでございます。下線部これらのを、そのに改め、下線部扶養手当を受けている職員に、更に第1項第1号を第1号に改め、下線部（扶養親族

たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが、扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を、改正後では全部削除するものでございます。また改正後、同項に次の各項を加えるものでございます。(1)扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実の生じた場合、58ページでございます。(2)扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合。(3)職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合を追加いたします。次に第22条中、下線部、で除して得た額を、から当該年度の勤務時間条例第10条の規定による休日(その日が日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数に7時間45分を乗じた時間を減じたもので除して得た額に改めるものでございます。次に第24条第2項第1号中、下線部100分の90を100分の85に改め、同項第2号中100分の42.5を100分の40に改めるものでございます。次に附則第22号中、59ページでございます。100分の1.35を100分の1.275に100分の90を100分の85に改めるものでございます。なお附則といたしまして施行期日等第1項この条例は公布の日から施行する。ただし第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。第2項第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。附則第3項で給与の内払。第4項で扶養手当に関する特例を各定めております。附則第5項として前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただ今から10分間休憩いたします。

再開は2時20分です。

休憩 午後 2時09分
再開 午後 2時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎日程第19 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第19 発議第1号、せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番（細川伸男君） 議案その3の8ページからでございます。ただいま上程されました発議第1号、せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。この発議は議会運営委員会の委員で提案するものであります。その内容については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議員の費用弁償、議員の期末手当を改正するため条例の一部を改正するものであります。また費用弁償の改正については財政健全化に向けた費用弁償の減額支給を廃止するものであります。改正内容については10ページの新旧対照表により説明いたします。第1条12月支給の期末手当についてですが、第6条第2項の改正前100分の217.5を改正後100分の227.5に改めるものであります。この改正については平成28年12月1日から適用するものであります。

次に附則第8項中当分の間を平成29年3月31日までとするもので、具体的に説明しますと平成29年4月1日から表で言いますと道内の日当が1,300円から2,600円に、町外の宿泊料が9,800円から11,800円に、道外の宿泊料が10,900円が13,100円と元の金額に戻るものであります。

次に第2条については6月支給分について100分の202.5を100分の207.5に改め、12月支給分を100分の227.5を100分の222.5に改めようとするものであり、この改正は平成29年4月1日から適用するものであります。

改正しようとする内容は以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第20 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第20 議案第1号、平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1の1ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,632万4,000円を追加し、補正後の予算総額を87億9,350万9,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、経済対策臨時福祉給付金支給に係る経費、産業担い手育成事業奨励金、給与改定による人件費の精査、病院事業会計をはじめ各特別会計への繰出金の精査、委託業務や工事などの完了に伴う執行残の精査のほか、行政執行上、当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。また債務負担行為の追加1件、地方債の変更2件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは、はじめに債務負担行為の追加につきまして説明を申し上げます。議案書その1の5ページでございます。第2表債務負担行為補正での追加でございます。保育所給食業務でございまして、大成保育園、瀬棚保育所、北檜山保育所の給食業務についてでございます。これまでは長期契約により給食業務を行なってございましたが、認定子ども園の建設に伴いまして、平成29年度につきましては債務負担行為をお願いするものでございます。

次に起債の変更について説明を申し上げます。同じく6ページでございます。第3表地方債補正での変更でございます。臨時財政対策につきましては発行可能額の確定による減額でございます。また橋梁長寿命化補修事業につきましては事業完了による減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法などにつきましては変更ございません。

次にお手元の平成28年度せたな町一般会計補正予算第8号補足資料で補正予算の内容を説明申し上げます。主な歳入歳出につきまして説明を申し上げます。なお印刷機の不調よりまして、一部のページで票がちょっと斜めになってるかと思います。大変申しわけございません。ご了承をいただきたいと思います。

歳出から説明をいたします。3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費268万2,000円の追加でございます。議案書では13ページでございます。14節使用料及び賃借料、北海道自治体情報セキュリティクラウドオプション使用料243万3,000円で、セキュリティ強化に伴い現機能を維持するためのものでございます。同じく3項戸籍住民基本台帳費では、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金208万円で事務委任事業費の増に伴うものでございます。議案書では14ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目後期高齢者医療費では、療養給付費負担金の確定により1,492万円の追加でございます。14目経済対策臨時福祉給付費は目の新設でございます。4,142万5,000円の追加でございます。ご承知のとおり消費税率引上げに伴う国の経済対策の一環として、臨時福祉給付金を支給するものでございます。1人、1万5,000円の給付金でございます。対象者を2,600人と見込み記載のとおり必要な経費をお願いするものでございます。議案書では15ページからでございます。

次に4ページでございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費428万2,000円の追加は、児童手当国庫負担金返還金でございます。平成27年度分の確定に伴うものでございます。議案書では16ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費47万6,000円の追加は若松共同墓地管理に支障のございます樹木の除去業務をお願いするものでございます。議案書では17ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費586万7,000円の減額でございます。議案書では18ページからでございます。9節旅費から18節備品購入費までと19節負担金補助及び交付金のうち、新・農業人フェア出展負担金5万円の減、農業塾事業補助金66万8,000円の減、新規就農者研修受入支援事業補助金144万円の減、合わせまして673万9,000円の減額につきましては、当初予算をお願いをしておりましたが、地方創生加速化交付金事業への振り替えを行いましたので減額をするものでございます。次に新学卒者1名、Uターン等1名の方々に対しまして産業担い手育成事業奨励金として200万円をお願いするものでございます。

次に5ページでございます。7款1項共に商工費、1目商工振興費では200万円の追加でございます。新学卒者1名、Uターン等1名の方々に対しまして産業担い手育成事業奨励金として200万円をお願いするものでございます。議案書では20ページでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、町道の維持修繕料として200万円をお願いするものでございます。議案書では21ページでございます。3項河川費、1目河川維持費では普通河川須築川の河口浚渫工事をお願いするものでございます。議案書では22ページでございます。

次に6ページでございます。8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費では町営住宅の修繕料として300万円をお願いするものでございます。議案書では23ページでございます。

9款1項1目共に消防費2,468万6,000円の減額でございます。議案書では23ページでございます。補正の内容につきましては、別冊で配付をさせていただきます。檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、人事異動や給与改定に伴う人件費の精査や待機宿舍内部改修工事などにつきまして、お願いをするものでございます。

次に7ページでございます。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費291万4,000円の追加でございます。議案書では26ページでございます。北檜山中学校野球部及び北海道選抜学童野球チーム選手として3名が選ばれて、それぞれ全国野球大会に出場いたしますことから全道全国大会参加奨励補助金の追加をお願いするものでございます。4目学校給食費

では腐食により開閉に支障のあるボイラー室ドア改修工事をお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして1ページでございます。9款1項1目共に地方交付税では、普通交付税3,033万円の追加でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では新規申請の増によりまして、自立支援医療給付費負担金593万8,000円の追加、同様に下段でございますが、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金におきましても296万9,000円の追加でございます。

戻りまして13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では個人番号カード交付事業費補助金207万6,000円の追加でございます。2目民生費国庫補助金4,142万5,000円の追加は経済対策臨時福祉給付金給付事業補助金でございます。5目土木費国庫補助金では、事業を採択によりまして除雪事業交付金1,859万円の追加でございます。

次2ページでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、3目担い手育成基金繰入金につきましては、産業担い手育成事業奨励金に充当するため400万円の追加をお願いするものでございます。同じく4目スポーツと文化振興基金繰入金では291万4,000円の追加でございます。また、全国全道大会参加奨励補助金に充当するための繰入れをお願いするものでございます。

20款1項共に町債、1目総務債では3,340万円の減額でございます。発行可能額の確定によりまして臨時財政対策債の減額でございます。歳入につきましては議案書その1の9ページから12ページでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） これ確認なんですけど議案の23ページ、住宅管理費でみやこの丘団地町営住宅換気扇の改修工事ですけど、これ以前に業者の手違いというか、そういうことで換気扇の不備があったということで今留めておきますけど、それに伴った改修だったんでしょうか。その辺確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） ただ今のご質問にお答えいたします。これは不備といえますか、期限切れによりまして交換したものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今ちょっと思いつきで確認の意味で質問させていただきましたけど、その以前にあった不備というか、そういうことも含めて今回この改修も併せてこれで完了と理解してよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 年次計画に進めておりまして29年度も継続して実施する予定となっております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） この議案に出てる改修工事は、先ほど私が質問をしたのとはまた少し違うんですけども、でも関連してそれに伴って以前から住宅が開設してから問題が出たんですけど、結露の問題、それが不備が原因だと思われる部屋もあるわけです。ですから年次計画の中にその辺の改修も含めて入居者とよく協議をして出来るだけ対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） お答えいたします。議員おっしゃるようなそのように対応して参りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,528万7,000円を追加し、総額を17億9,131万2,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、給与改定による人件費の精査のほか、国庫補助金等精算返還金などがあります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書35ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では人勸に係わる人件費の精査等に

より3万1,000円の追加でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では補正額はございませんが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます前期高齢者交付金の額が確定したことによる財源の振替え349万2,000円を行うものでございます。2目退職被保険者等療養給付費では、こちら補正額はございませんが、前年度実績による支払基金からの交付金が追加したことによる財源の振替え66万3,000円を行うものでございます。

次に36ページ、3款1項共に後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では44万7,000円の減額で本年度の支払基金への負担額が確定したことによる減額でございます。

4款1項共に前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では1,000円の追加、こちらも同様に支払基金への負担額が確定したことによる追加でございます。

6款1項1目共に介護納付金では12万1,000円の減額、納付金額の確定による減額でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費では2,582万3,000円の追加、平成27年度の療養給付費等負担金に係わる国庫補助金の精算に伴い、返還金が生じたので追加を行うものでございます。

これに対しての歳入は34ページをご覧ください。4款1項1目共に療養給付費交付金では66万3,000円の追加で、平成27年度実績による増額するものでございます。

5款1項1目共に前期高齢者交付金では50万6,000円の追加、今年度の交付金確定による追加でございます。

9款繰入金、1項他会計繰越金、1目一般会計繰入金では301万7,000円の追加、人件費の精査及び財政安定化支援事業法定分の確定による一般会計繰入金の追加でございます。

10款1項共に繰入金、1目療養給付費交付金繰越金では1万円の減額、2目その他繰越金では2,111万1,000円の追加、支出の前年度国庫負担金等に係る返還金を前年度繰越金から充当するための増額を行うものでございます。以上の内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明終了です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第22 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、議案第3号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万6,000円を減額し、総額を1億3,304万4,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、電算システム保守管理業務委託費の減額精査、後期高齢者医療広域連合納付金確定による減額などであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書の43ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、2項1目共に徴収費21万円の減額は後期高齢者システム保守業務の入札執行残でございます。

2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金では53万6,000円の減額、平成28年度負担金の確定により事務費負担金で72万3,000円の減、保険料等負担金で18万7,000円の追加となります。

これに対しての歳入は42ページをご覧ください。1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目保険料では214万円の追加、前年分保険料収入見込額の増と滞納繰越分保険料の確定による追加でございます。

3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では289万6,000円の減額、広域連合事務費等繰入金で93万3,000円の減額、保険基盤安定繰入金の確定により196万3,000円の減額となります。

4款1項1目共に繰越金では前年度繰越金の確定により1万円の追加となります。以上の内容により収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第23 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第23、議案第4号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万9,000円を追加し、総額を10億8,089万1,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、給与改定による人件費の精査や介護報酬の改定による介護サービス給付費の精査などであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長(福士裕継君) それでは議案の50ページ歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額18万9,000円につきましては給与改定に伴う人件費の精査でございます。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、補正額760万円の減額でございますが、居宅介護サービス給付費は増加傾向でございますけれども、地域密着型及び介護施設介護サービス給付費が減少しておりますことから減額をするものでございます。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額260万円の増額でございますが、制度改正により平成28年度から通所介護サービスが地域密着型サービスに移行してございますが、その際、介護予防通所介護サービスも移行するものと誤って予算計上しておりましたことから、今回、介護予防サービス給付費の増加傾向を踏まえながら精査をさせていただくものでございます。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額500万円の増額、これにつきましては当初見込みに対しまして増加傾向にありますことから、追加をお願いをするものでございます。

次に3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防事業費、補正額12万5,000円につきましては、介護予防事業における参加者の増加により送迎に要するハイヤー使用料の追加でございます。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額78万7,000円の増額につきましては、給与改定に伴う人件費の精査等、2目任意事業費、補正額19万8,000

円つきましては、認知症推進事業の周知用ポスター印刷に要する経費の追加をお願いするものでございます。

これに伴います歳入でございますが、戻りまして48ページをご覧ください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で24万3,000円。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金で20万5,000円。

4款1項共に支払基金交付金、2目地域支援事業交付金で3万5,000円。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金で10万3,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で52万4,000円。3目その他一般会計繰入金では、職員給与費繰入金18万9,000円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第24 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第24 議案第5号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、総額を4,564万4,000円とするものでございます。

その内容ですが、デイサービスセンター備品整備のほか、給与改定による人件費の精査などがあります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは議案の57ページ歳出からご説明をいたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額7万2,000円の増額でございます。瀬棚デイサービスセンターで使用してございます送迎用ワゴンの修繕、掃除機などの事業用備品の購入による追加でございます。2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費、補正額11万6,000円の減額、これにつきましては、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ外構舗装工事に伴います入札執行残の精査でございます。3項1目共に介護予防支援事業費、補正額29万4,000円につきましては、給与改定に伴う人件費の精査、並びに介護予防プラン作成業務に係る委託料の追加でございます。

これに伴います歳入でございますが56ページでございます、1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護予防サービス計画費収入で14万8,000円。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金10万2,000円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第25 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第25、議案第6号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万8,000円を追加し、総額を2億9,719万6,000円とするものでございます。

その内容ですが、人事異動及び給与改定による人件費の精査のほか、消費税及び地方消費税の精査であります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案の63ページをお開き願います。まず歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額322万8,000円の増額でございます。内容につきましては、2節給料から19節負担金補助及び交付金までは4月の職員人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の精査によるものでございます。27節公課費、消費税及び地方消費税、補正額894万7,000円の増につきましては、税務署の指導により平成25年、26年度の2カ年分に係る修正申告が必要になったことに伴いまして、還付受領超過分について支払いをするため追加をお願いするものでございます。

次にこれに対しての歳入ですが、前の62ページに戻りまして1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額571万9,000円の減額は、歳出で説明しました人件費の精査に伴う一般会計繰入金の減額でございます。次の4目その他営業外収入、補正額894万7,000円の増額は、先ほど説明しました消費税の支払いに伴い今まで還付金を積み立てておりました簡易水道事業基金より繰入れをお願いするものです。

ただ今ご説明しました内容により歳入歳出それぞれ322万8,000円を追加し、補正後予算総額を2億9,719万6,000円とし収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第26 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第26、議案第7号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、総額を5億6,737万4,000円とするものでございます。

その内容ですが、給与改定による人件費の精査であります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案の69ページをお聞き願います。まず歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額9万1,000円の減額でございます。内容につきましては、2節給料から4節共済費までは人事院勧告等に伴う人件費の精査によるものでございます。次に3目処理場費は補正額はありますが、その他財源から事業収入への財源振り替えをするものでございます。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額1万4,000円の増額は、2節給料から19節負担金補助及び交付金まで人事院勧告等に伴う人件費の精査によるものでございます。

次にこれに対しての歳入ですが、前の68ページに戻りまして1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額9万1,000円の減は一般会計繰入金の減額でございます。

次に2款資本的収入、2項1目共に他会計出資金、補正額4万2,000円の減は、一般会計出資金の減額でございます。次の4項4目共に繰越金、補正額5万6,000円の増は前年度繰越金でございます。ただ今ご説明しました内容により歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、補正後予算総額を5億6,737万4,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第27 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第27、議案第8号 平成28年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、収益的収支では、国保病院大成、瀬棚診療所におきまして、それぞれ給与改定などによる人件費の精査であります。また資本的収支では、厨房エアコン設置工事及び医師住宅1号建替工事完了に伴う工事費の精査、国保病院非常灯修繕工事の追加をお願いするものであります。また超音波画像診断装置ほか医療機器の購入費の精査などであります。

内容につきましては病院事務局長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） 議案書の78ページから説明させていただきます。せたな町立国保病院収益的支出です。1款1項1目給与費711万3,000円の減は、看護師2名の退職による人件費の減が主なものでございます。同3目経費のうち10節修繕費113万3,000円の増は労災レセプト導入により、医療事務システムの改修が必要となったこと。誘導灯の老朽化によりまして、停電時点灯させるためのバッテリーの交換が必要になったものでございます。それから火災時のスプリンクラーを作動させるための蓄電池の経年劣化によりまして、蓄電池の取替及び廃棄が必要になったものでございます。同13節の委託料257万3,000円の増は、看護師2名の退職による人員不足によりまして、月平均、夜勤時間の基準を守ることができなくなったために、看護師の労働環境改善及び入院基本料の減額を防ぐために看護師1名を派遣委託するため委託料の増額をお願いするものでございます。

これによる収入でございますが、議案書77ページをお開きください。1款1項1目外来収益340万7,000円減額し収支の均衡を図ったところでございます。

次に資本的支出、議案書は81ページでございます。1款1項1目病院改築事業費、1節工事請負費20万1,000円の増額は、厨房合エアコン設置工事及び医師住宅1号建替工事の入札執行残に加えまして、経年劣化等によりまして修繕が必要になりました非常灯及び誘導等の取替えによるものでございます。これらの誘導等は昭和50年代後半から60年代にかけて設置されたものでして、既に修理するための部品等も調達できないことから非常時の患者様及び職員の安定を確保するため取替工事を行うものでございます。同2節委託料20万7,000円の減額は医師住宅1号の建替工事、実施設計業務の執行残でございます。2目1節機器備品購入費41万1,000円の減額は、今年度、購入いたしました超音波画像診断装置及び消化管汎用性スコープの入札執行残でございます。2節車両及び運搬具購入費31万円の減額も同様に患者送迎用車両の入札執行残でございます。

資本的収入は議案書80ページ、1款2項1目他会計出資金41万9,000円の減額は入札執行残等がありましたことによりまして精査を行なったものでございます。

続きまして議案書83ページをお開きください。瀬棚診療所の収益的支出でございます。2款1項1目の給与費は給与改定等による精査でございます。

2款3項1目過年度損益修正損7万2,000円の増は日本ロジテック協同組合の破綻管財人

に對しまして、3月分電気料を支払いしたものでございます。

これに對する収入は議案書82ページ、2款1項1目外来収益8万円を増額し収支の均衡図つたものでございます。

続きまして議案書85ページをお開きください。大成診療所の収益的収支でございます。3款1項1目給与費2万5,000円は、給与改定に関する精査でございます。同1目経費のうち12節賃借料39万5,000円の増は、在宅酸素療法等を必要とする患者の増加によりまして、酸素供給装置2台分の賃借料を追加するものでございます。同14節通信運搬費10万円の増は、骨塩定量検査のオンラインデータ送信のために光回線増設が必要になったことによるものでございます。

これに對する収入でございますが、議案書84ページで、3款1項1目外来収益を57万4,000円増額することで収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川議員。

○1番（細川伸男君） ちょっと確認なんですけれども81ページの1番下、車輛及び運搬具購入費、患者送迎用の車を購入したということですから、病院側では患者の送迎というのは、どこまでの範囲の送迎なのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） 主に八雲、函館の範囲内で行なっておりますが、送迎は運転者と連携相談員がしておりますので、重症患者については送迎はしていません。あとご家族で対応できる部分については送迎はいたしておりませんが、ご家族が対応できない、要はそういう環境にない方を対象に送迎を行なっているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 細川委員。

○1番（細川伸男君） それで入院している患者の送迎が主だと思うんですけども、たまたま送迎になりますと今言ったように、基本的には家族が用意してもらうのが基本だと思うんですけども、用意できなかった場合にはこの車で送迎するという話だと思うんですけども、そうなるかとすべてが基本が用意してくださいということであれば、それに徹底したほうがいいし、用意しても用意しなくても、これで出来ないんですよというだけであれば、これで送迎しますということであれば、話にはチラッと聞いてはいたんですけども、ちょっと矛盾があるんでないかとかそんな話もちらっと聞いたものですから、今その内容をきちんと送迎する場合にはどういう範囲で、どういうものがあるって送迎ができます。でも送迎が出来ないのはこうですというような、何かマニュアルか何かあるかどうか。あるのであればお知らせ願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） 個別にはご相談には応じておりますが、基本は寝台でなければ移動が出来ない方を対象に行なっているところでございます。ご家族が自家用車等々で送迎できる方に関しては、ご家族にお願いいたしますが、座って移動が出来ない方を対象に、あとこち

らの病院に転院される方、あるいはこちらから転院される方で、緊急を要しない方に対して行っております。内容はご家族関係、その他、環境もありますので個別にご相談をさせていただいているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 細川委員。

○1番（細川伸男君） ストレッチャーというか、そういう部分の送迎だけと聞こえますけども、当然家族で用意すれということは、要するに普通は持ってないですね。そういうストレッチャーとかそういう寝たままストレッチャーを積んで移動する手段は普通の家庭ではないと思うので、あくまでも普通の家庭ではなくて、寝て、ストレッチャーで運ぶ部分で使っていると理解してよろしいんですね。

○議長（菅原義幸君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） そういう理解で結構でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ただ今から3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第28 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第28 議案第9号、せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の1ページでございます。議案第9号、本案はせたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

る法律の一部を改正する法律の施行により、育児、介護休暇制度が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは、せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。内容につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるための改正でございます。

4 ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。第8条の3第1項第2項では、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務に係る対象となる子の範囲について改正しており、改正後の下線部内容により、子の範囲に特別養子縁組の看護の期間中の子及び養子縁組、里親に委託されている子などを追加するものであります。第8条の3第2項、5 ページです。第9条第4項中では下線部、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改めるものでございます。第12条中では下線部、及び介護休暇を点、介護休暇及び介護時間に改めるものでございます。第16条第1項中では下線部、職員が配偶者を職員が要介護者（配偶者に改めるものでございます。6 ページに跨りますが、下線部日常生活を営むのに支障がある者を、日常生活を営むのに支障があるものという以下同じ。）に改め、改正後です。介護するための次に下線部、任命権者が、規則の定めるところにより職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下指定期間という）内においてを追加するものでございます。同条2項中、改正前下線部、前項に規定するそれぞれの者が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6カ月の期間を指定期間に改めるものでございます。なおこの改正により介護休暇が分割して取得できるものとなります。

続きまして第16条の次に改正後では介護時間、第16条の2第1項、第2項、第3項を追加するものでございます。この追加により介護のための所定労働時間短縮措置として、介護休業と別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとございます。第17条では改正前、下線部の見出し及び同条中、下線部及び介護休暇を点介護休暇及び介護時間に改めるものでございます。

7 ページでございます。第8条の3中では下線部、第6条の4第1項を、第6条の4第2号に、下線部、里親を養子縁組里親に改め下線部のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者を改正後では削除するものであります。なお附則といたしまして施行期日、第1項この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし第2条の規定は同年4月1日から施行する。経過措置といたしまして第2項第1条の規定による改正前のせたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行において当該介護休日の初日から起算して6月を経過しないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後のせたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定

期間については、任命権者は規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日までの期間を指定するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第29 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第29、議案第10号 せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤特別職職員の日額報酬に係る半額支給を廃止するため本条例の一部を改正しようとするのであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。12ページでございます。新旧対照表によりご説明させていただきます。非常勤特別職職員の報酬につきましては、改正前の下線部、備考にありますように、会議時間が4時間未満の場合は2分の1の金額となりますが、実績ではほとんどの会議について4時間未満となり、報酬額が低い金額になっていることから改正後では別表の備考を削除するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第30 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第30、議案第13号、せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その3の61ページでございます。議案第13号、せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、財政の健全化に向けた職員の旅費の減額支給を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。内容につきましては、平成18年度から財政非常事態宣言を受け、町財政の健全化に向け取り組んできた旅費等の減額支給につきまして、平成29年4月1日より既定の額に戻すための改正でございます。

63ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。改正前でございます。附則第5項中下線部、当分の間のを平成29年3月31日までの間に改めるものでございます。なお附則といたしましてこの条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第31 議案第14号

○議長(菅原義幸君) 日程第31、議案第14号 せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町税条例の一部を改正する条例についてであります。所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長(樋口 靖君) それでは66ページから77ページでございますが、77ページのせたな町税条例の一部改正の概要により説明をさせていただきます。まず附則第20条の2について法律改正により新たに追加するものでございます。内容は特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該その額に係る所得を分離課税する特例を定めるものでございます。次に附則第20条の3については、改正前の附則第20条の2について字句の改正を行い、1条を繰り下げるものでございます。附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものとし、施行日以後の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものでございます。

以上で説明をさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第32議案第15号

○議長(菅原義幸君) 日程第32、議案第15号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を図るため本条例の一部を改正するものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長(樋口 靖君) それでは80ページから84ページでございますが、84ページのせたな町国民健康保険税条例の一部改正の概要により説明をさせていただきます。まず附則第13項並びに附則第14項とも法律改正により新たに追加するものでございます。附則第13項では、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、附則第14項では同じく特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする特例を定めるものでございます。次にこの2項の追加新設によりまして、改正前の附則第13項及び第14項を附則第15項及び第16項に繰り下げるものでございます。附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものとし、施行日以後の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第33 議案第16号

○議長(菅原義幸君) 日程第33、議案第16号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、町道の路線認定についてであります。本路線は地域住民の生活環境整備を図るため、延長約137メートルについて認定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽 優君) それでは議案書の85ページでございます。今回、新規に町道として認定をお願いする路線につきましては、地域住民の生活環境整備を図るためでございます。路線番号K3085、区分については新規です。路線名につきましては、公園通3号線、起点につきましては北檜山区豊岡334番18地先から終点が北檜山区豊岡258番1地先までの延長約137メートルでございます。なお位置図につきましては86ページに表示してございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第34 議案第17号

○議長(菅原義幸君) 日程第34、議案第17号 町道の路線認定についてを議題といたします

す。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案も町道の路線認定についてであります。本路線は地域住民の生活環境整備を図るため、延長約48メートルについて認定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の87ページでございます。今回、新規に町道として認定をお願いする路線につきましては、地域住民の生活環境整備を図るためでございます。路線番号がK3086、区分については新規でございます。路線名につきましては、公園通4号線、起点につきましては北檜山区豊岡334番33地先から終点が北檜山区豊岡258番12地先までの延長約48メートルでございます。なお位置図につきましては次の88ページに表示しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第35 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第35 意見書案第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柘田道廣議員。

○6番（柘田道廣君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書でございます。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民側代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また地

方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなりで不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第36 意見書案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第36 意見書案第2号、大雨災害に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大野一男議員。

○10番(大野一男君) 大雨災害に関する意見書、北海道では本年8月、台風7、11、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路、鉄道の決壊や土砂災害が発生したところであります。また定置網、養殖施設被害など水産被害も大きなものをもたらしております。このような全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。こうしたことから住民が1日も早く、安心して元の生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望するものであります。

記、議案の附議の事件として、記として1番から8番まで要項がありますが、読み上げは1番のみとして提案をさせていただきます。記、1番、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずる

こと。以下、資料にあります2番、3番、4番、5番6番、7番、8番までを上程するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第37 意見書案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第37 意見書案第3号、J R北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番(平澤 等君) 意見書案第3号、J R北海道への経営支援を求める意見書でございます。朗読にて説明申し上げます。

11月18日、J R北海道は現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるようにJ R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第38 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第38 発議第2号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第39 発議第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第39、発議第3号 議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお諮りします。ただ今、町長から議案第18号として、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について追加提案がありました。

この案件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、町長から提出のあった議案第18号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

◎追加日程1の1 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

◎追加日程1の2 議案第18号

○議長(菅原義幸君) 追加1の日程第2、議案第18号、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは、ただ今追加提案させていただきました、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町長、副町長の給料月額を減額して支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

これは本定例会で決算審査特別委員会委員長から病院事業会計決算認定において、理事者の責任、謝罪等と減給を求める報告があったところですが、理事者として医師確保対策貸付金に係る貸付契約書を平成27年度内に締結しなかったことに対し責任を痛感しております。このことにつきまして、議会及び町民の皆様に対し心からお詫びを申し上げる次第であります。

誠に申しわけございませんでした。

なお減給処分については2ページに記載のとおり、規則に1項を加えるものであり、(給料の減額)附則15として条例第3条第1項に定める給料月額より平成29年1月に支給する給料に限り、町長及び副町長の給料月額を100分の20減じた額を支給するものであります。附則としてこの条例は、公布の日から施行いたします。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成28年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷